

「C-EMS」を通じた市役所温暖化対策 ～地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～

令和3年（2021年）4月

茅ヶ崎市

目 次

第 1 章 「C-EMS」を通じた市役所温暖化対策

～地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～

1. 計画の基本的事項

- (1) 計画策定の背景 1
- (2) 計画の目的 2
- (3) 計画の対象範囲 2
- (4) 対象とする温室効果ガス 2
- (5) 計画の期間 3
- (6) 上位計画や関連計画との位置付け 3

2. 基準年度における温室効果ガスの排出状況

- (1) 基準年度 4
- (2) 温室効果ガス排出量の算定方法 4
- (3) 基準年度における温室効果ガス総排出状況及びエネルギー消費量 4
- (4) 一般廃棄物処理施設の温室効果ガス排出量 5

3. 温室効果ガスの総排出量及びエネルギー使用量の削減目標

- (1) 温室効果ガスの総排出量削減目標 6
- (2) 「省エネ法」を踏まえたエネルギー使用量削減目標 6
- (3) 関連する持続可能な開発目標（SDGs） 7

4. 削減目標達成に向けた取組

- (1) 削減目標達成に向けた 5 つの取組宣言 8
- (2) 削減目標達成に向けた推進体制 9

第 2 章 C-EMS（茅ヶ崎市環境マネジメントシステム）を通じた計画の推進

1. C-EMS の概要

- (1) C-EMS とは 12
- (2) 活動方針 13
- (3) 目的と対象活動 14
- (4) 対象範囲 15
- (5) 推進体制 16
- (6) 年間スケジュール 18

2. C-EMS の進め方

(1) 計画(Plan).....	19
(2) 実行 (Do)	23
(3) 点検 (Check)	27
(4) 見直し (Act)	32

3. 優良な取組の水平展開

(1) 表彰制度について	34
(2) エコ自慢	34

第3章 進捗状況の公表..... 35

参考資料

対象組織一覧表.....	参考-1
用語集	参考-4
計画の改定履歴.....	参考-7

本文中の「*」マークは用語集に説明を記載しています。

第1章 「C-EMS」を通じた市役所温暖化対策 ～地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～

1. 計画の基本的事項

（1）計画策定の背景

「気候変動に関する政府間パネル*」（IPCC）は、平成26年（2014年）に第5次評価報告書を発表し、『20世紀後半において観測された地球温暖化は、人為起源の温室効果ガス*の排出が原因であった可能性が極めて高い』と報告しており、地球温暖化問題は、我が国の問題のみならず、世界規模で取り組むべき課題となっています。

平成27年（2015年）12月には、パリで開催されたCOP21（第21回締約国会議）において、「京都議定書*」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる「パリ協定*」が採択され、世界共通の長期目標として今世紀末の気温上昇を、産業革命が起こった18世紀後半以前に比べて2℃より十分低く保持すること、1.5℃に抑える努力を追求することなどが目的として掲げられました。

国は、「パリ協定」の採択を受け、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年（2016年）5月に「地球温暖化対策計画*」を策定し、自治体の事務事業が該当する『業務その他部門』は、令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で温室効果ガスを40%削減する目標が位置づけられました。

本市では、平成25（2013）年3月に「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画*」を策定し、COOL CHOICE 宣言*に基づく賢い選択の促進や職員による省エネ行動の徹底等、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組んできました。また、本市独自の環境マネジメントシステムとして「C-EMS」と銘打ち、環境に関する目標を定め、これらの達成に向けて体制や手続等を整え運用してきました。

前計画の計画期間が令和2（2020）年度で満了することから、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」にC-EMSを統合し、目標達成へ向けてこれまで以上に効率的に取り組むことを目指すとともに、国内外の社会状況の変化に対応するために、「持続可能な開発目標（SDGs）*」や気候変動への適応なども盛り込み、令和3（2021）年度を始期とする「C-EMS」を通じた市役所温暖化対策～地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～」（以下「本計画」といいます。）へ改定しました。

本計画の推進にあたっては、「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を考慮し、生活・社会・経済及び自然環境等をめぐる様々な課題の解決に資するよう、温室効果ガスの削減目標を全庁が共有し、目標達成に向けて組織的かつ具体的に取り組んでいきます。

地球温暖化をめぐる問題は、人類の存続をも脅かす局面に立たされています。

私たち茅ヶ崎市職員は、日々刻々と変化している社会や経済の状況、ウィズコロナにおける働き方の新しいスタイルなどを踏まえ、率先して、かけがえのない茅ヶ崎の環境を、そして地球の未来を守る行動に取り組んでいきます。

(2) 計画の目的

本市は、行政の主体として様々な事務事業を行う機関であると同時に、市域から排出される温室効果ガス排出量の約3%を占める大規模な温室効果ガス排出事業者でもあります。

本計画は、市自らが市内の事業者の一員として、市の事務事業から排出される温室効果ガスの排出抑制及び省エネルギー・省資源などの環境配慮に取り組むとともに、その実施状況を点検・公表することを通じて、市民や事業者の意識の向上を図り、自主的な環境配慮行動を促進することを目的とします。

(3) 計画の対象範囲

本計画は、本市のすべての施設における事務事業とその事務事業に関わる職員の行動を対象とします。

対象範囲とする施設（指定管理制度導入施設を含む）は、参考資料「対象施設一覧表」のとおりです。

(4) 対象とする温室効果ガス

本計画で削減対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項において規定されている次の7種類とします。

ただし、パーフルオロカーボン（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）については、事務事業に伴う排出がないため、計画の算定対象外とします。

調査の対象となる温室効果ガスの種類

ガス種類	人為的な発生源
① 二酸化炭素（CO ₂ ）	【エネルギー起源】 施設での電気や燃料（都市ガス、灯油、重油など）の使用、公用車での燃料（ガソリンなど）の使用により排出されるもの。 【非エネルギー起源】 廃プラスチック類の焼却等により排出されるもの。
② メタン（CH ₄ ）	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出されるもの。
③ 一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出されるもの。
④ ハイドロフルオロカーボン（HFCs）*	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑤ パーフルオロカーボン（PFCs）	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑥ 六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑦ 三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングの使用により排出されるもの。

(5) 計画の期間

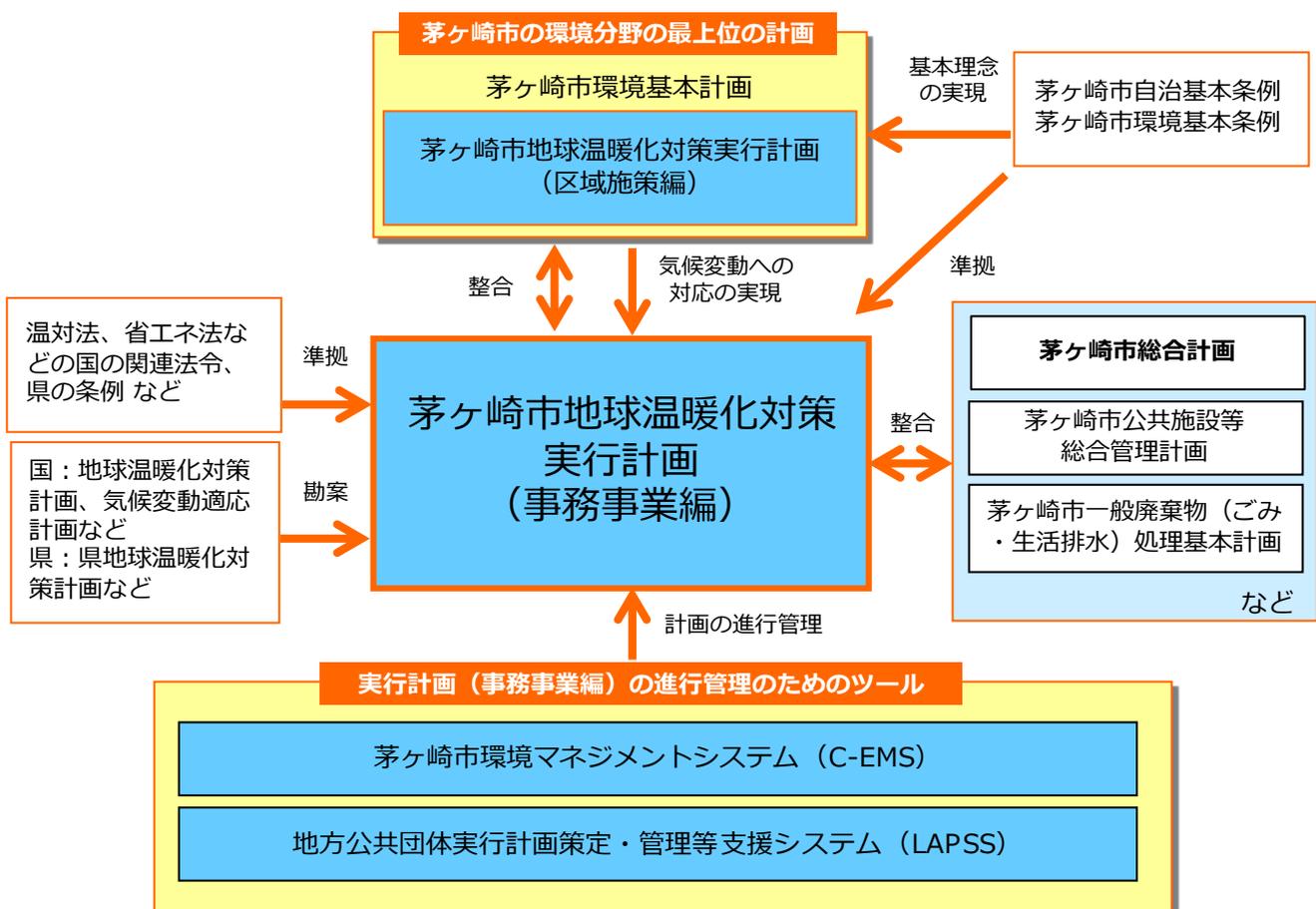
本計画の期間は、「茅ヶ崎市環境基本計画」の期間との整合を図るため、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間とし、概ね5年を目途に中間見直しを行います。ただし、地球温暖化対策に関する社会経済情勢の変化等に応じて、適宜、見直しを行います。

(6) 上位計画や関連計画との位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律*（以下「温対法」といいます。）」第21条で地方公共団体に策定が義務づけられた法定計画です。

また、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律*（以下、「省エネ法」といいます。）」において、市は特定事業者としてエネルギー使用量の削減が義務付けられたことから、本計画は省エネルギー対策を推進する役割も併せ持つものとしします。

本市の計画体系の中では、「茅ヶ崎市環境基本計画」で掲げる「気候変動への対応の実現」に係る施策等を具体化するための計画であり、目標達成に向けて関連計画と連携・整合を図りながら取組を推進するものとしします。



2. 基準年度における温室効果ガスの排出状況

(1) 基準年度

国の「地球温暖化対策実行計画」と整合を図り、基準年度は平成 25（2013）年度とします。

基準年度：2013 年度

(2) 温室効果ガス排出量の算定方法

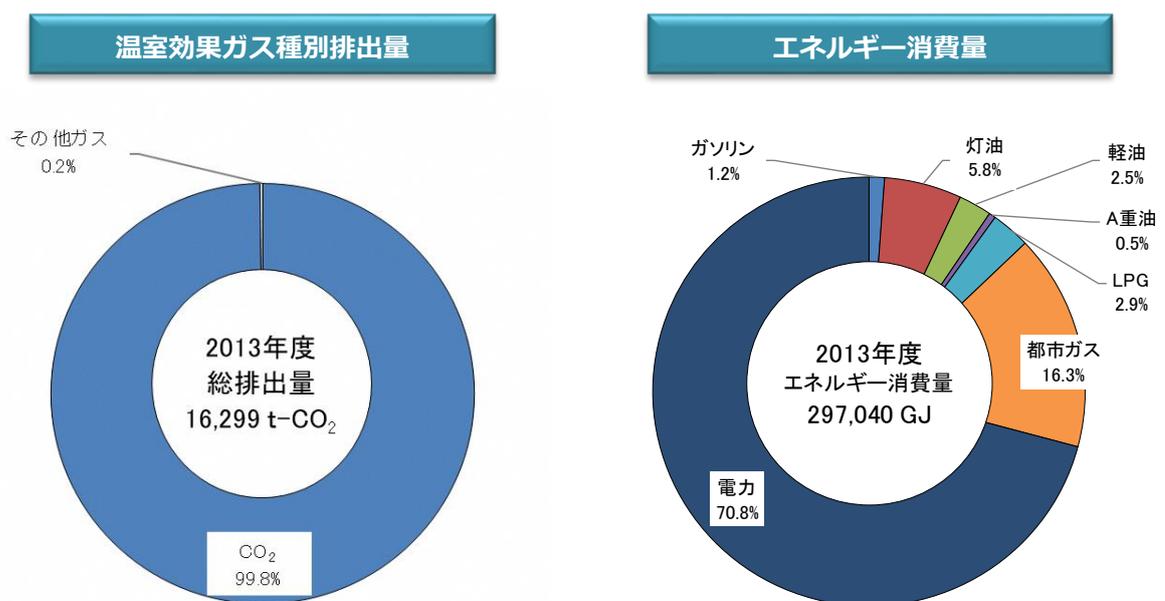
ガス種類別の温室効果ガス排出量は、該当する活動区分について、温対法施行令第 3 条に基づき、原則として「活動量」に「排出係数」を乗じて算定します。

また、温室効果ガス総排出量は、上記で得られた排出量に「地球温暖化係数」を乗じて算定します。

(3) 基準年度における温室効果ガス総排出量及びエネルギー消費量

市の事務事業から排出される基準年度の温室効果ガス総排出量は、16,299 t-CO₂ で、温室効果ガス種別では、二酸化炭素（CO₂）が総排出量の 99.8 %を占めています。

また、エネルギー消費量は 297,040GJ となっており、エネルギー種別では電力が総消費量の 70.8%を占めています。

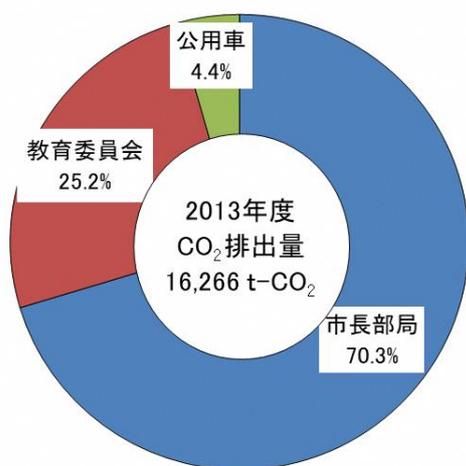


※小数点以下の四捨五入の関係により、項目の合計値が 100% とならない項目があります。

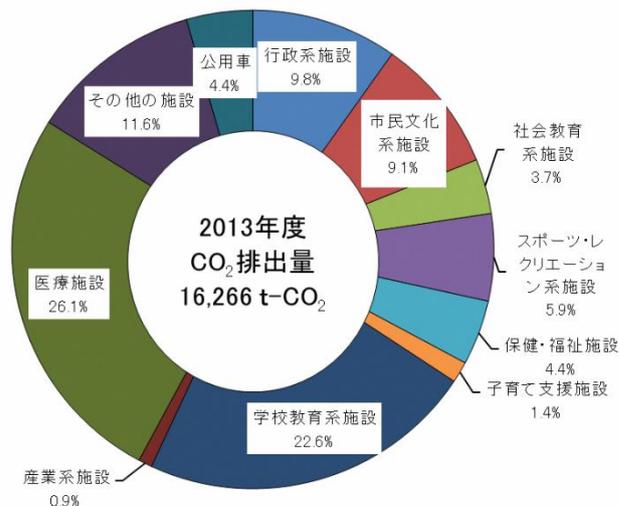
部局別の温室効果ガス排出量割合は、「市長部局」が 70.3%、「教育委員会」が 25.2%、「公用車」が 4.4%となっています。

また、施設類型別の温室効果ガス排出量割合は、「医療施設」が 26.1%と最も多く、次いで「学校教育系施設」22.6%、「その他の施設」11.6%となっています。

部局別温室効果ガス排出量



施設類型別温室効果ガス排出量



※小数点以下の四捨五入の関係により、項目の合計値が 100% とならない項目があります。

(4) 一般廃棄物処理施設の温室効果ガス排出量

市の一般廃棄物処理施設から排出される基準年度の温室効果ガス排出量は、15,068 t-CO₂ となっています。

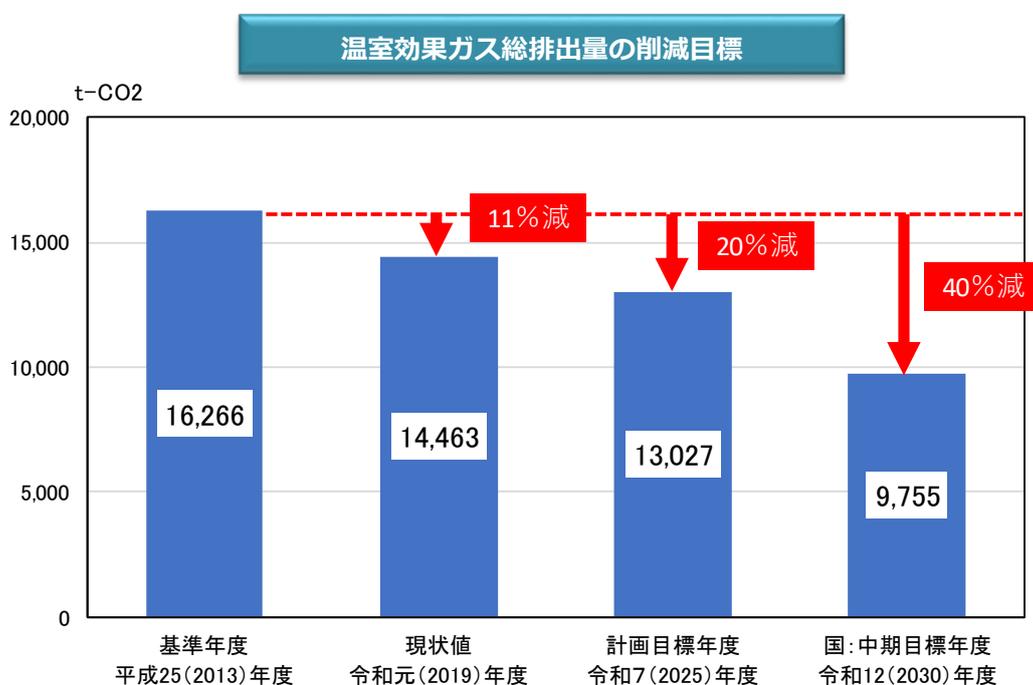
3. 温室効果ガス総排出量及びエネルギー使用量の削減目標

(1) 温室効果ガスの総排出量削減目標

本計画の計画目標年度までの温室効果ガス総排出量の削減目標は、次のとおりとします。なお、一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量は市役所だけの努力で削減することは困難であるため、本計画における削減目標には見込んでいません。ただし、「茅ヶ崎市環境基本計画」の中で国の「地球温暖化対策計画」に準拠し、削減目標を設定しています。

国の「地球温暖化対策計画」（中期目標年度）に準拠した削減目標

令和 12（2030）年度までに、基準年度比で約 40%削減



(2) 「省エネ法」を踏まえたエネルギー使用量削減目標

省エネ法による要求を踏まえたエネルギー使用量の削減目標は、次のとおりです。

毎年度、対前年度比で 1%以上削減

(3) 関連する持続可能な開発目標 (SDGs)

本計画の実施が本市の社会・経済などの複数の異なる課題の解決と相互に関連していることを示すため、次に関連する SDGs を標記します。

標記した SDGs は、本計画の推進によって達成されるゴールであると同時に、本市の各種計画の推進によって達成されるゴールでもあることを認識しながら、施策の展開を図っていくものとします。



目標 3 [健康、福祉]

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。



目標 7 [エネルギー]

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。



目標 9 [インフラ、産業化、イノベーション]

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。



目標 11 [持続可能な都市]

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



目標 12 [持続可能な消費と生産]

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。



目標 13 [気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



目標 14 [海洋資源]

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



目標 15 [陸上資源]

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

出典：国際連合広報センターウェブサイト

持続可能な開発のための 2030 アジェンダと日本の取り組み（外務省）

4. 削減目標達成に向けた取組

(1) 削減目標達成に向けた5つの取組宣言

本計画の温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、私たち茅ヶ崎市職員は、次の取組を実行することを宣言します。

① 職員全員が省エネ行動を実践します。

職員全員が高い意識を持ち、職務を遂行する際には常に「エコオフィス行動ルール」(P10)に基づく環境に配慮した行動を心掛け、事務事業の省エネに努めます。

② 物品、エネルギーを調達する際は、環境に配慮したものを選択します。

国の調達方針やグリーン購入ガイドラインに適合した物品や低公害車等の調達を進めるほか、温室効果ガスの排出量が少ない電力を調達するなど、環境に配慮した物品、エネルギーの優先的な導入に努めます。

③ 設置されている設備機器を効率よく運用します。

施設を所管する課かい等は、「施設における省エネ運用マニュアル」に基づき、保有の設備機器について管理・点検業者等と連携して定期的な保守・管理を実行するとともに、効率良く使用することでエネルギー使用量の削減に努めます。

また、空調・照明を利用する際に省エネに協力いただくよう施設利用者へ呼びかけます。

● 設備機器の保守・管理の取組

項目	取組内容の例
空調	・ 温湿度センサー、コイルやフィルター等の清掃
照明	・ 照明器具等の清掃 ・ 照明器具の定期的な保守及び点検

● 設備機器の運用改善の取組

項目	取組内容の例
熱源	・ 冷温水出口温度の適正化 ・ 熱源機の停止時間の電源遮断
空調	・ 空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化 ・ 空調設定温度・湿度の適正化 ・ 全熱交換機*（ロスナイ換気）の活用
給湯等	・ 給湯温度の適正化
照明	・ 自然光の活用
その他	・ 施設利用者への空調、照明利用の省エネ協力の声掛け ・ 省エネ診断やCO ₂ 削減診断等の受診による運用改善 ・ エコチューニング事業*の活用による運用改善

④ 施設・設備を更新する際は、省エネ性能の高いものを選択します。

施設や設備の更新時には、エネルギー使用量や設備投資によるイニシャルコスト・ランニングコストを比較し、温室効果ガスの排出量削減につながる効率的な設備機器等の導入に努めます。

また、「茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の利用状況や老朽度を把握しながら、維持管理・更新・新設などのあり方について、全体最適化の観点から効果的かつ効率的な管理・運営を実施していきます。

● 施設・設備機器の更新の取組

項目	取組内容の例
熱源	・業務用コージェネレーション*など、エネルギー消費効率の高い熱源機への更新 ・ポンプ台数制御システム*の導入
空調	・空調対象範囲の細分化 ・エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新 ・スケジュール運転・断続運転制御システムの導入
受変電	・エネルギー損失の少ない変圧器への更新 ・デマンド制御の導入（ピーク電力の削減）
照明	・照明対象範囲の細分化 ・LED照明など高効率ランプへの更新
建物	・高断熱ガラス・二重サッシの導入 ・屋上緑化、壁面緑化の推進 ・新築、改築時のZEB*化の検討 ・全体最適化の観点から効果的かつ効率的な管理・運営の実施
公用車	・公用車の電気自動車、燃料電池自動車の導入

⑤ 再生可能エネルギーを活用します。

自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入します。

(2) 削減目標達成に向けた推進体制

本計画の推進及び進行管理は、C-EMS（茅ヶ崎市環境マネジメントシステム）に定められる手順に則って実施します。

【エコオフィス行動ルール】

A. エネルギー使用量の削減

項目	行動ルール
空調	室温は次の温度を目安に設定します。 夏季（冷房時）25～28度 冬季（暖房時）18～20℃
	窓の開閉、カーテンやブラインドの活用等により、室温を適正に管理します。
	換気機能を持つ冷暖房設備や機械換気設備が設置されていない部屋の場合は、毎時2回以上（30分に1回以上）、数分間程度、窓を全開にします。空気の流れを作るため、複数の窓やドアがある場合、対角線上に窓やドアを開放するようにします。
	換気設備として全熱交換器が設置されている場合は次のように使用します。 夏季（冷房時）・冬季（暖房時）…全熱交換換気 中間期（春季・秋季）…普通換気
照明	昼休みは消灯します（接客カウンター周辺等市民サービスに支障のある場所を除く。）。
	必要のないところはこまめに消灯します。
OA 機器	パソコンを長時間使用しないときは、電源を切ります（昼休み、会議等）。 短時間の離席時はノートパソコンのふたを閉じます。
	コピー機の使用後は節電ボタンを押します。
	最終退出者はパソコン等の電気機器の電源が切られていることを確認します。
	長時間使用しない電気製品（テレビ、ビデオ等）はコンセントから抜きます。
	家電製品・OA 機器等の購入・更新の際は省エネルギー型製品を選択します。
エレベーター	エレベーター利用を控え、上下3階程度は階段を利用します。
公用車	共用自転車、公共交通機関を優先的に使用します。
	効率的利用を図ります。（走行ルート of 合理化、相乗り等）
	発進するときは穏やかにアクセルを踏んで発進し、減速時は早めにアクセルを離します。
	車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転をします。
	車のエアコンは適切に使用します。 ※車のエアコンは車内を冷却・除湿する機能で、暖房はエンジンの廃熱を利用しています（一部の電気自動車などを除く）。暖房時はエアコンスイッチをOFFにします。
その他	クールビズ・ウォームビズに対応した服装や過ごし方の工夫をします。
	ノー残業デーの実行を徹底します。
	事務効率の向上や業務の見直しに努め、時間外勤務の削減を行うとともに、定時退庁に努めます。

B. 資源の有効利用

項目	行動ルール
水	節水に努めます。
	散水用水等に可能な限り雨水や再利用水を使用します。
	日頃から水漏れの点検を行います。
紙	ペーパーレス化を推進します。 庁内の情報共有等…庁内LAN、電子メールの活用等 印刷物、刊行物等…ホームページ等の活用等
	紙で提供する必要のない情報や資料等はなるべく電子化して共有します。
	必要部数を精査し、印刷は必要最低限にとどめます。
	印刷前に必ず印刷プレビューで確認し、ミスプリを防止します。
	印刷は、両面印刷・集約印刷、裏面の利用を基本とします。
	個人で保有する資料の減量化を徹底します。
	送付文を極力省略する等、事務手続の簡素化に努めます。
	申請書のレイアウトや記入例を見直し、書き損じを削減します。

C. 廃棄物の削減

項目	行動ルール
事務用品・備品の使用	物品等は、計画的に購入し、適切な在庫管理を行います。
	事務用品の共有化及び再利用を図ります。 (使用しない備品がある場合は、メール等で全庁に通知し、転活用を推進します。)
	物品の修繕利用に努め、使用期間の長期化を図ります。
廃棄物の減量・分別・リサイクル・リユースの推進	マイバッグや、マイボトル、マイカトラリー等を使用します。
	ファイルや封筒、その他の事務用品は繰り返し使用(リユース)します。
	生ごみはたい肥化もしくは分解消滅による減量化に努めます。
	植木剪定材はたい肥化もしくはチップ化して活用に努めます。
	古紙や缶・びん・ペットボトル等の分別排出・リサイクルを徹底します。庁舎等の公共施設利用者にもごみの発生抑制・分別を呼びかけます。
	コピー機やプリンターのトナーカートリッジ等、リサイクルの仕組みが確立している製品は廃棄せずに業者に回収を依頼する等し、リサイクルします。
	事務機器等の廃棄に際しては、法令に基づき適切に処理します。また、業者へ適正処理を指示し、結果を確認します。(フロン排出抑制法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法関係等)

D. 環境配慮契約

項目	行動ルール
グリーン購入	市で購入及び使用する物品やサービスの調達に際しては、「茅ヶ崎市グリーン購入基本方針」に基づき、環境配慮物品等の調達に努めます。
	使い捨て製品は極力購入せず、再利用可能、長期使用可能、廃棄が簡単・用意な製品の優先的な購入に努めます。
	簡易包装での納品を要請します。
業者選定	電力の調達に際しては、「茅ヶ崎市電力の調達に係る環境配慮実施要綱」に基づき、温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約を行います。
	事業者選定にあたって提案公募により事業者選定を行うに際しては、環境配慮に係る観点を設定します。(環境配慮型プロポーザルの推進)

E. その他

項目	行動ルール
気候変動への適応 (熱中症対策)	暑さ指数(WBGT)を把握し、WBGTが31℃以上の場合の外出時は、熱中症に注意します。
	夏季は定期的に水分・塩分を摂取します。
	夏季の屋外活動時は帽子をかぶります。
	夏季のイベントは、環境省が定める「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」等を踏まえて企画します。
	雨水などの二次利用水で打ち水を行い、気化熱により気温上昇の抑制を図ります。
	グリーンカーテンの育成により、建物の温度上昇抑制を図ります。

第2章 C-EMS（茅ヶ崎市環境マネジメントシステム） を通じた計画の推進

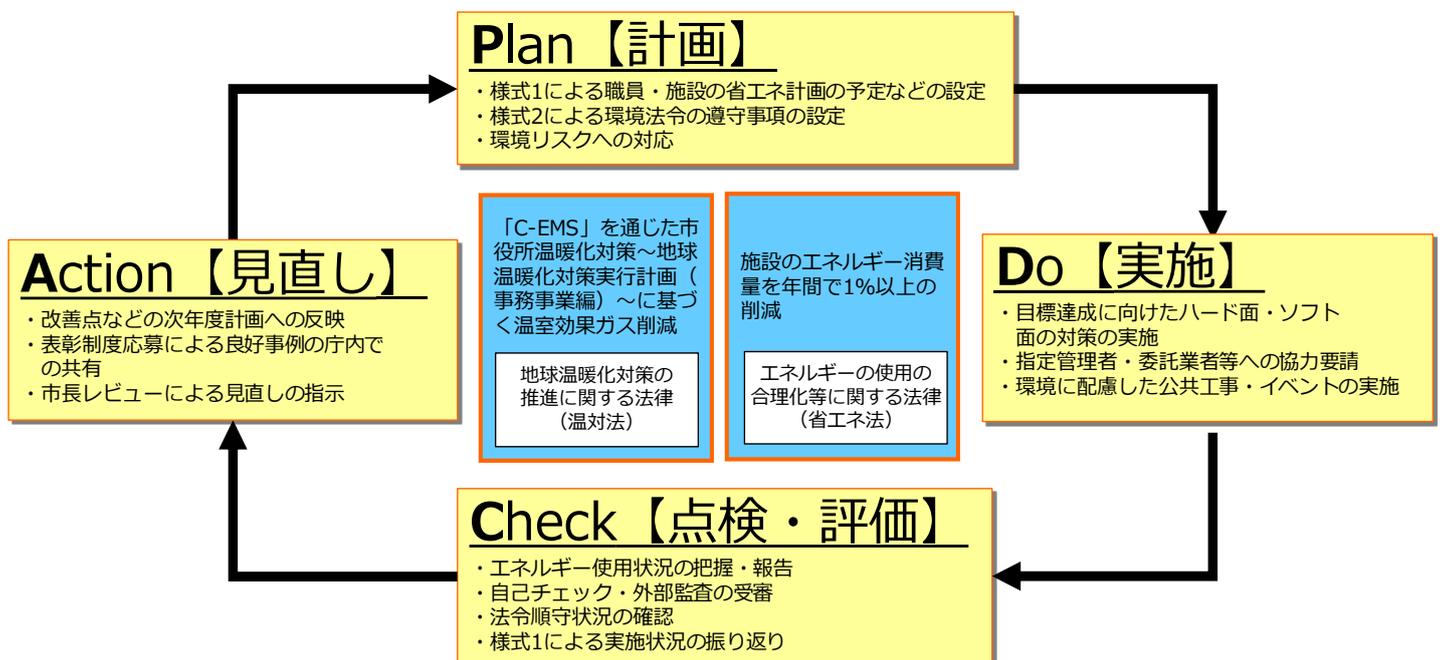
本計画の推進及び進行管理は、「C-EMS（茅ヶ崎市環境マネジメントシステム）」に定められる手順に則って実施します。

1. C-EMS の概要

(1) C-EMS とは

茅ヶ崎市がその事業活動において、環境に関する方針や目標を定め、達成に向けて取り組んでいくための体制や手続きなどの一連の仕組みを「茅ヶ崎市環境マネジメントシステム（Chigasaki city Environmental Management System 略称：C-EMS（チームス）」といいます。

C-EMS は、P（Plan：計画）、D（Do：実行）、C（Check：点検）、A（Act：見直し）のPDCAサイクルで構成され、これらを繰り返すことによって取組を継続的に改善し、環境活動の成果を向上していくものです。



(2) 活動方針

活動方針とは、C-EMS で茅ヶ崎市役所が目指す基本的な姿勢を市民・事業者に向けて市長が表明するもので、市役所が率先して環境に配慮した行動を実践することを約束するものです。

C-EMS 活動方針（茅ヶ崎市環境マネジメントシステム活動方針）とは
C-EMS（チームス）で茅ヶ崎市役所が目指す基本的な姿勢を市民・事業者に向けて市長が表明するもので、市役所が率先して環境に配慮した行動を実践することを約束するものです。

C-EMS 活動方針

～ 私たちは、目指します～

美しい海・きれいな空気・おだやかな四季

この恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくことは、私たちに課せられた責務です。
茅ヶ崎市は、一事業者として環境法令等を遵守し、自らの事業活動における環境負荷の低減、環境汚染の予防に率先して取り組み、市民・事業者とのパートナーシップのもと、「持続可能な社会」の実現を目指し、一丸となって取り組みます。

～ 3つの行動 ～

わたしたち職員は、目指す茅ヶ崎市の姿の実現のため、「守る」「学ぶ」「変わる」3つの行動を実践します。そして、活動成果を広く一般に公開し、地域への説明責任を果たします。

変わります

私たちは、温室効果ガス排出削減等のため、事務事業の進め方や内容を見直し、より効果的な方策に選択、あるいは改善・変更し、進んで自らの組織体質変革に取り組みます。

守ります

私たちは、地球温暖化対策関連法令はもとより、環境法規制、条例、そして、自ら遵守を決めた事項を守ります。

学びます

私たちは、意欲的な温暖化防止活動の基礎として、自ら、また職場全体で学び合い、豊富な知識と、高い行動意欲を身につけます。

平成22年10月13日
茅ヶ崎市長

(3) 目的と対象活動

C-EMS は、本計画の推進及び進行管理を目的として運用します。

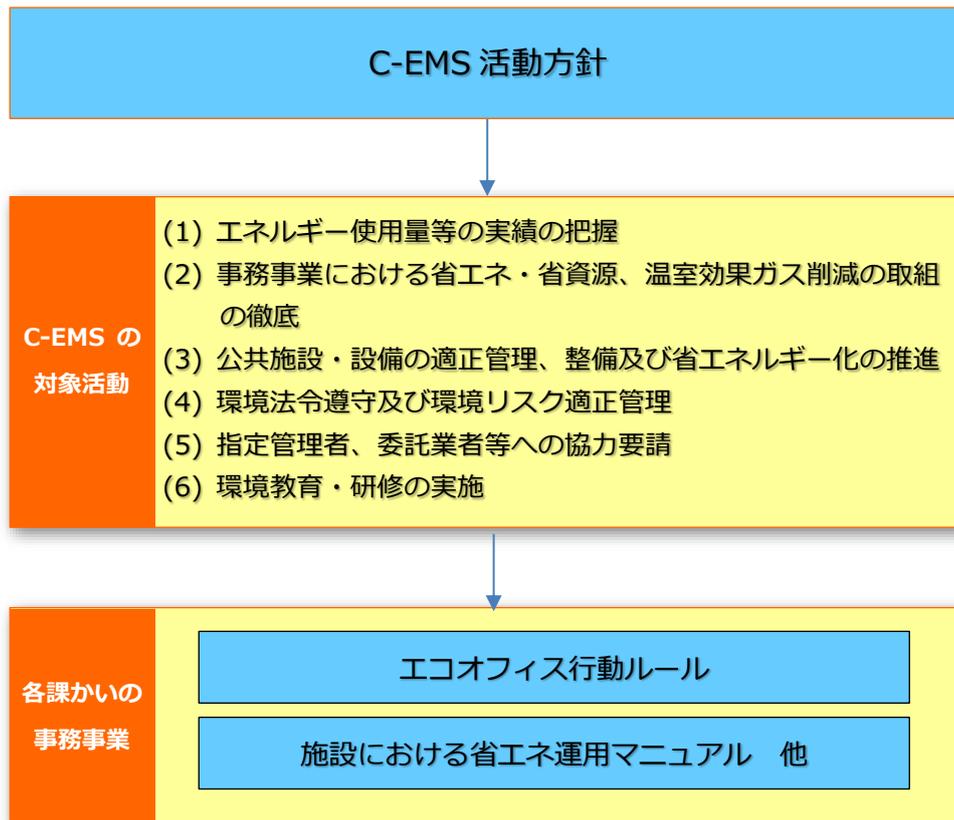
対象とする活動は、本計画で対象としている温室効果ガス排出量の削減に加え、適用される様々な環境法令の遵守なども含めた次の6つです。

【C-EMS の対象活動】

- 1) エネルギー使用量等の実績の把握
- 2) 事務事業における省エネ・省資源、温室効果ガス削減の取組の徹底
- 3) 公共施設・設備の適正管理、整備及び省エネルギー化の推進
- 4) 環境法令遵守及び環境リスク適正管理
- 5) 指定管理者、委託業者等への協力要請
- 6) 環境教育・研修の実施

(4) 対象範囲

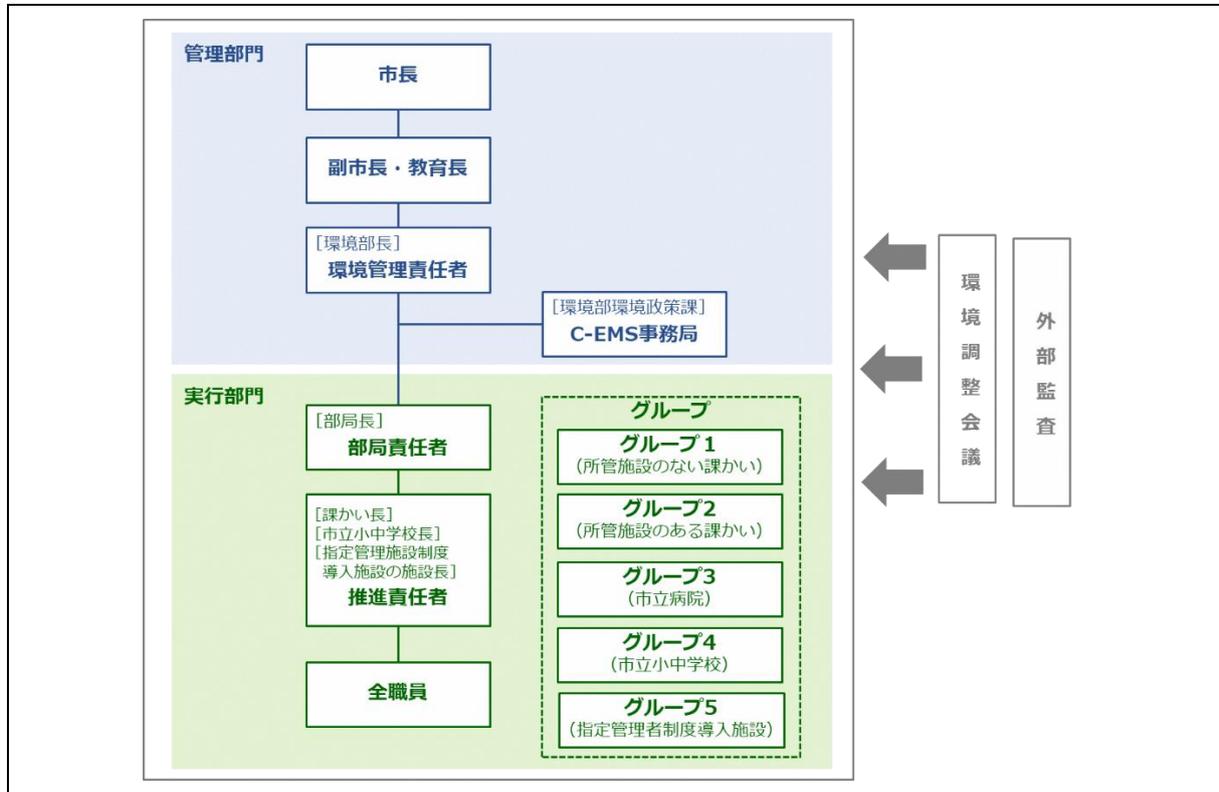
C-EMS の対象範囲は、本計画の対象範囲と同様に、市のすべての施設における事務事業とその事務事業に関わる職員の行動です。



(5) 推進体制

1) 組織体制

C-EMS は、次のように課かい・施設ごとの事務事業の性質によって5つのグループに分け、それぞれに応じた取組を展開します。



グループ	対象	概要
1	所管施設のない課かい	・主に職場の省エネルギー・省資源活動を中心に取り組む
2	所管施設のある課かい	・施設所管課かい及びグループ3～5以外のすべての市の管理施設（無人施設を含む）が対象 ・職場の省エネルギー・省資源活動とともに、施設設備のエネルギー使用量の削減や環境法令の遵守等が重要となる
3	市立病院	・省エネ法の中長期計画書に基づく運用管理を実施する ・独自の枠組みによって環境活動を推進する ・C-EMSでは、主にエネルギー使用量の把握・報告、職員研修の受講等に関わる
4	市立小中学校	・茅ヶ崎市学校版 EMS「スクールエコアクション」（以下、「スクールエコアクション」という）に基づき環境活動を推進する ・C-EMSでは、環境法令の遵守やエネルギー使用量の把握を行う（事務局への報告は教育総務課及び学務課が実施）
5	指定管理者制度導入施設	・所管課かいと連携して環境活動に取り組む ・C-EMSでは、環境法令の遵守やエネルギー使用量の把握を行う（事務局への報告は所管課かいが実施）

2) 役割

C-EMS は、次の役割に基づき推進します。

C-EMS での役職名	役職等	役割
【管理部門】		
市長		・ C-EMS の総括、見直し指示
副市長・教育長		・ 全体の温室効果ガス排出量、エネルギー使用量の統括
環境管理責任者	環境部長	・ C-EMS の運用管理
C-EMS 事務局	環境部環境政策課 事務局長：環境政策課 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ C-EMS の運用管理にかかる庶務 ・ 全体の目標達成状況の把握 ・ 全体の温室効果ガス排出量、エネルギー使用量の集計 ・ 各グループへの助言、支援 ・ 職員に対する意識啓発 ・ 取組実績の公表
【実行部門】		
部局責任者	部局長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部局における C-EMS の運用管理 ・ 部局の取組成果の総括、所管課かいへの指示 ・ 部局の取組成果の環境管理責任者への報告
推進責任者	課かい長 市立小中学校長 指定管理制度導入施 設の施設長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属における計画の策定、取組の推進及び振り返り ・ 環境法令の調査及び遵守状況の把握 ・ 施設のエネルギー使用量の把握 ・ 所属職員に対する環境教育の実施 ・ 表彰制度への応募（市立小中学校長を除く）
全職員		<ul style="list-style-type: none"> ・ C-EMS に定める取組の実行 ・ 研修等への参加、環境学習の実施 ・ 自己チェックの実施 ・ 表彰制度への応募（エコ自慢の報告）

① 環境調整会議

茅ヶ崎市環境基本条例第 12 条 1 項に規定されている、議長を市長、参加者を副市長、教育長、部局長とする会議です。C-EMS の運用成果の評価及び総括を行います。

② 外部監査

監査機関による C-EMS の取組状況の評価のことです。C-EMS の有効性を高めることを目的として、年 1 回実施します。

(6) 年間スケジュール

G1 G2 G3 G4 G5

C-EMSの運用は、PDCAサイクル（Plan：計画 → Do：実行 → Check：点検 → Act：見直し）で構成され、このPDCAサイクルを回していくことで、継続的に環境活動の改善を図っていきます。

年間を通じた取組の流れは、おおむね次のとおりです。

時期 (目安)	PDCA		実施事項	関連様式等※	該当グループ				
					G1	G2	G3	G4	G5
通年	D		実施計画・「エコオフィス行動ルール」等に 沿った取組の実施	様式1、本計 画P10,11	●	●	◇	◇	●
			環境に配慮した施設運営の推進	—		●	●	●	●
			新任・異動者研修の実施（適宜）	様式1	●	●	●	◇	●
			環境法令の遵守	様式2	●	●	◇	●	●
	C		エネルギー使用量の把握・報告（毎月）	LAPSS		●	●	*	*
4月	C	A	実施計画・「エコオフィス行動ルール」等に 沿った取組成果の振り返り・報告（グループ 4以外）	様式1	●	●	◇		*
			部局責任者の総括	様式4	●	●	◇		*
5月	P		実施計画の策定	様式1	●	●	◇	◇	
			環境法令の遵守事項の調査	様式2	●	●	◇	*	●
	D		推進責任者研修 取組目標設定研修・法令遵守確認研修	— 様式1、2	○	○	○		
6月	C		前年度の取組結果の公表（C-EMS事務局）	—	—	—	—	—	
10月	D		新採用職員研修	—	○	○	○		
			自己チェック	—	○	○	○		
11月 12月	C		外部監査	様式3	○	○	○	○	○
3月	C	A	スクールエコアクションに基づく取組成果の 振り返り・報告（グループ4のみ）	—				◇	
			優良な取組の水平展開（C-EMS事務局）	—	—	—	—	—	—
			市長レビュー（C-EMS事務局） 次年度の重点取組項目の決定	—	—	—	—	—	—

●…実施 ○…参加 *…所管課が実施・参加 ◇…C-EMS以外で実施

※（様式1）C-EMS実施計画書兼振り返り表

（様式2）法規制等調査確認表

（様式3）外部監査報告書

（様式4）部局環境活動総括表

LAPSS 地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム*

2. C-EMS の進め方

(1) 計画 (Plan)

計画 (Plan) で実施すべき事項は次の3つです。

段階	実施事項	関連文書・様式	該当グループ				
			G1	G2	G3	G4	G5
Plan 計画	1) 実施計画の策定	様式 1	●	●	◇	◇	
	2) 環境法令の遵守事項の調査	様式 2	●	●	◇	*	●
	【参考】環境リスクへの対応	茅ヶ崎市 危機管理指針	◇	◇	◇	◇	◇

●…実施 ○…参加 *…所管課が実施・参加 ◇…C-EMS 以外で実施

C-EMS において進行管理を行う取組の全体像は次のとおりです。

全庁目標及び各課かい目標

本計画の削減目標 (P6 参照。以下、「全庁目標」といいます。) を踏まえ、各課かいにおいては、エネルギー使用量の全庁目標を踏襲し、課かいとして対前年度比で 1%以上削減を目標として、達成に向けて取り組みます。

【全庁目標】 (本計画の削減目標 : P6 再掲)

温室効果ガス排出量

令和 12 (2030) 年度までに、基準年度比で約 40%削減

エネルギー使用量

毎年度、対前年度比で 1%以上削減

目標を達成するための取組

上記の目標を達成するために、次の取組を推進し、進捗状況を管理します。

C-EMS 実施計画に基づく活動

エコオフィス行動ルール (P10 参照)

施設における省エネ運用マニュアルに基づく活動

その他の取組

環境法令の遵守管理

1) 実施計画の策定（5月）

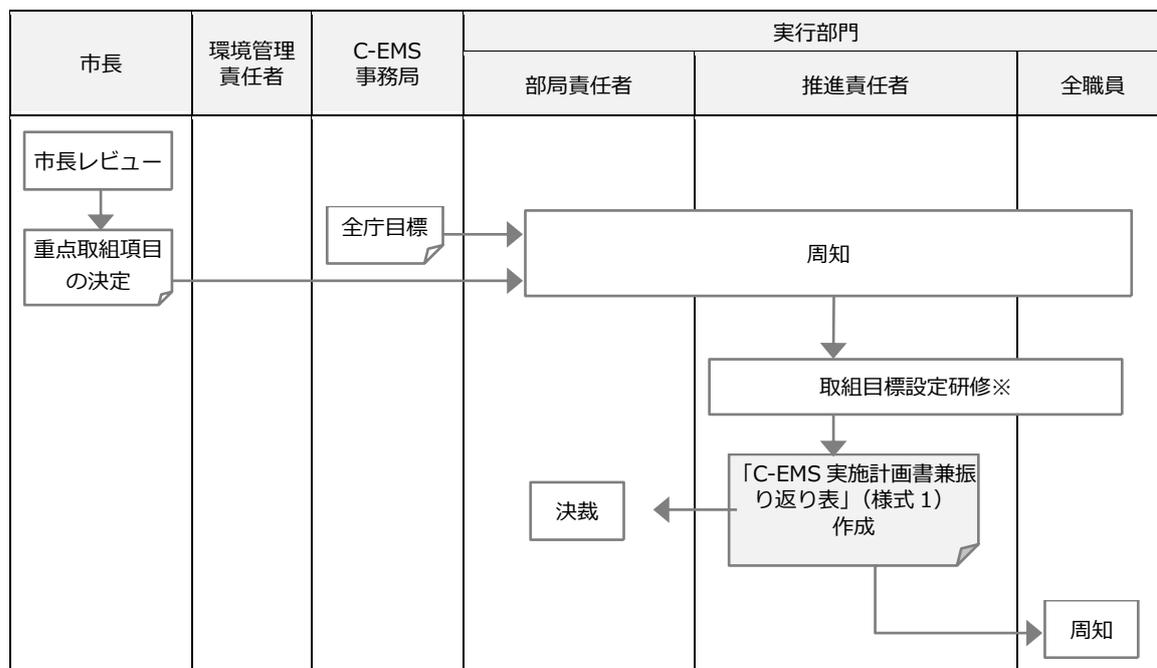
G1

G2

G3

G4

- ・市長は、前年度3月に実施する市長レビューにおいて、「エコオフィス行動ルール」（P10 参照）の中から翌年度に重点的に取り組むべきものとして「重点取組項目」を決定します。
- ・推進責任者が中心となり、全庁目標及び重点取組項目に基づき、課かいごとの取組目標及び具体的な取組の計画を立て、「C-EMS 実施計画書兼振り返り表」（様式1）にまとめます。
- ・「C-EMS 実施計画書兼振り返り表」（様式1）を作成する際には、推進責任者が実施する「取組目標設定研修」※の場合、昨年度の見直し結果（P31、33 参照）を踏まえ、各職員が意見を出し合いながら検討し、最終的に推進責任者が決定します。
- ・グループ2は、課かいごとの取組目標に加え、施設の運用管理に関する取組と目標を設定します。
- ・グループ3は、独自の枠組みにより実施します。
- ・グループ4は、「スクールエコアクション」に基づき4月に実施します。



※P24（2）①表中の「取組目標設定研修」参照

2) 環境法令の遵守事項の調査（5月）

G1

G2

G3

G4

G5

- ・推進責任者は、所属の事務事業に適用される環境法令があるかを「法規制等調査確認表」（様式2）の「環境法令への該当チェック表」で確認します。該当がある場合は、具体的な遵守事項を「法規制等調査確認表」（様式2）にまとめます。なお、「環境法令への該当チェック表」に掲載されている法令は、あくまでも公共施設における代表的なものであるため、事業内容や所有している施設・設備等によっては他の環境法令も該当する可能性があります。それらについては、各課かいにおいて適切に遵守管理を行ってください。
- ・「法規制等調査確認表」（様式2）は、所属で責任を持って管理し、法改正等があった場合は推進責任者が内容を更新します。
- ・グループ3は、独自の枠組みにより実施します。
- ・グループ4は、教育総務課及び給食調理場にかかわるものは学務課の推進責任者が各小中学校から情報収集して作成し、その内容を各校と共有します。
- ・グループ5は、作成した「法規制等調査確認表」（様式2）を所管する課かいの推進責任者へ報告します。改正等により更新した場合は、その都度報告します。

市長	環境管理 責任者	C-EMS 事務局	実行部門		
			部局責任者	推進責任者	全職員
				環境法令の遵守事項の調査 ↓ 「法規制等調査確認表」 (様式2) 作成 ↓ (法改正等があった場合) 更新	法令遵守 確認研修

【参考】環境リスクへの対応

G1

G2

G3

G4

G5

- ・環境活動に取り組む上で環境リスクの高い緊急事態が想定される場合及び緊急事態発生時は、「茅ヶ崎市危機管理指針」に基づき対応します。
- ・緊急事態発生時に滞りなく対応できるよう、同指針に基づき作成した対応手順について、あらかじめ課内で確認しておきます。

想定される環境リスク（一例）

環境リスク	想定される緊急事態
火災	<ul style="list-style-type: none">・庁舎内で何らかの原因で火災が発生した・敷地内で何らかの原因で火災が発生した
灯油等燃料の漏えい	<ul style="list-style-type: none">・業者が敷地内で燃料の補給をする際に、人為的ミス等により、敷地内に燃料が流出し、土壤に浸透、あるいは水系に流出した・災害等により保管している燃料等の保管設備が壊れる等により燃料等が流出し、土壤に浸透、あるいは水系に流出した
化学物質の飛散・漏えい	<ul style="list-style-type: none">・保管している有害物質が地震・人為的ミス等により、飛散・漏えいし、人体に付着した、あるいは敷地内の土壤に浸透、あるいは水系に流出した

(2) 実行 (Do)

実行段階 (Do) で実施すべき事項は次のとおりです。

段階	実施事項	関連文書・様式	該当グループ				
			G1	G2	G3	G4	G5
Do 実行	1) 環境教育の実施 ・新採用職員研修 ・推進責任者研修 ・取組目標設定研修 ・法令遵守確認研修 ・新任・異動者研修	様式 1	●	●	●	◇	●
	2) 実施計画・「エコオフィス行動ル ール等」に沿った取組の実施	様式 1 エコオフィス行 動ルール (P10 参照)	●	●	◇	◇	●
	3) 環境法令の遵守	様式 2	●	●	◇	●※	●
	4) 環境に配慮した施設運営の推進	様式 1、施設に おける省エネ運 用マニュアル		●	●	●	●
	5) 指定管理者、委託業者等への協力 要請	様式 1	●	●	●		●
	6) 環境に配慮した公共工事の実施	環境に配慮した 公共工事実施マ ニュアル 様式 A、様式 B	●	●			
	7) 環境に配慮したイベントの実施	環境に配慮した イベント実施マ ニュアル	●	●			●

●…実施 ○…参加 *…所管課が実施・参加 ◇…C-EMS 以外で実施

※文書の作成は、教育総務課及び給食調理場にかかわるものは学務課が実施

1) 環境教育の実施

G1

G2

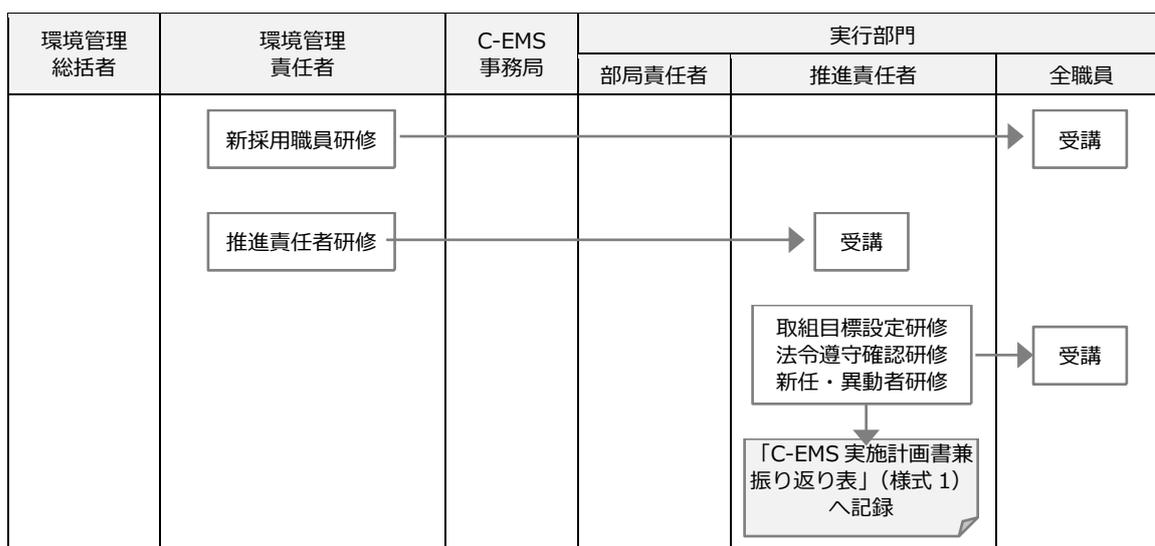
G3

G4

G5

- ・環境管理責任者及び推進責任者は、年度当初や職員の異動があった時など、必要に応じて研修等の環境教育を行います。実施にあたっては、目的・内容・方法・対象者等を定めて周知し、確実に実施できるようにします。すべての職員は環境教育を定期的に受けます。環境教育の結果は、「C-EMS 実施計画書兼振り返り表」（様式 1）に記録します。
- ・グループ 3 は、独自の枠組みにより実施します。
- ・グループ 4 は、「スクールエコアクション」に基づき実施します。
- ・グループ 5 は、様式 1 の作成は不要ですが、記録を作成し保管することが望ましいです。

研修等名称		概要	実施責任者	対象者	実施時期
新採用職員研修		本計画及び C-EMS の概要やエコオフィス行動ルールについて学ぶ。	環境管理責任者	新採用職員	10 月
推進責任者研修		所属における環境活動を管理する立場として必要な知識を学ぶ。	環境管理責任者	推進責任者	5 月
課内研修	取組目標設定研修	・ C-EMS の概要と当該年度の「重点取組項目」について確認するとともに、課かいにおける取組目標及び具体的な取組を設定する。 ・ エコオフィス行動ルールについて学ぶ。	推進責任者	各課かい職員	5 月
	法令遵守確認研修	所属で遵守すべき法令の内容について学ぶ。	推進責任者	各課かい職員	5 月 法改正時
	新任・異動者研修	C-EMS の概要と所属における取組目標について学ぶ。	推進責任者	新採用職員・異動者	適宜



2) 実施計画・エコオフィス行動ルール等に基づく活動の推進

G1 G2 G3 G4 G5

「C-EMS 実施計画書兼振り返り表」（様式 1）及び「エコオフィス行動ルール」に基づき、全職員で取組を実行します。

グループ 2～5 は、「施設における省エネ運用マニュアル」に基づき施設で使用するエネルギーの削減に努めます。

グループ 3 は、独自の枠組みにおいて作成した計画に基づき取組を実行します。

グループ 4 は、「スクールエコアクション」に基づき取組を推進します。

グループ 5 は、所管課かいと連携し、「エコオフィス行動ルール」と施設の省エネ活動を実施します。

3) 環境法令の遵守

G1 G2 G3 G4 G5

「(1) 2) 環境法令の遵守事項の調査 (P21)」で調査した環境法令について、確実に遵守します。推進責任者は、業務内容や体制を必要に応じて整備するとともに、職場研修を実施します。また、法改正等について適宜情報収集し、必要に応じて研修を行います。

4) 環境に配慮した施設運営の推進

G2 G3 G4 G5

施設の運営にあたっては、省エネルギーや省資源など、その特性や状況に応じて環境に配慮しながら適切に管理・運用します。必要に応じて、利用者や施設に出入りする事業者へも協力を依頼します。

省エネのための設備の具体的な運用方法については、「施設における省エネ運用マニュアル」が参考となります。

5) 指定管理者、委託業者等への協力要請

G1

G2

G3

G5

取組を推進する上で委託業者等の協力が必要な場合は、契約書・仕様書・通知等の方法で要請します。

また、グループ2は、所管施設の管理者へ C-EMS の取組の推進を要請します。

6) 環境に配慮した公共工事の実施

G1

G2

公共工事の際は、「環境に配慮した公共工事実施マニュアル」に基づき、環境負荷の少ない工事の計画・施工管理に努めます。

また、公共工事の発注にあたっては、契約書・仕様書等で工事における環境配慮を規定するとともに、事業者との打合せの際に、「環境に配慮した公共工事実施マニュアル」を説明の上、励行を依頼します。

7) 環境に配慮したイベントの実施

G1

G2

G5

イベントを実施する際は、「環境に配慮したイベント実施マニュアル」を参考に、廃棄物の削減や市民への普及啓発等、環境に配慮して実施します。

(3) 点検 (Check)

点検 (Check) で実施すべき事項は次のとおりです。

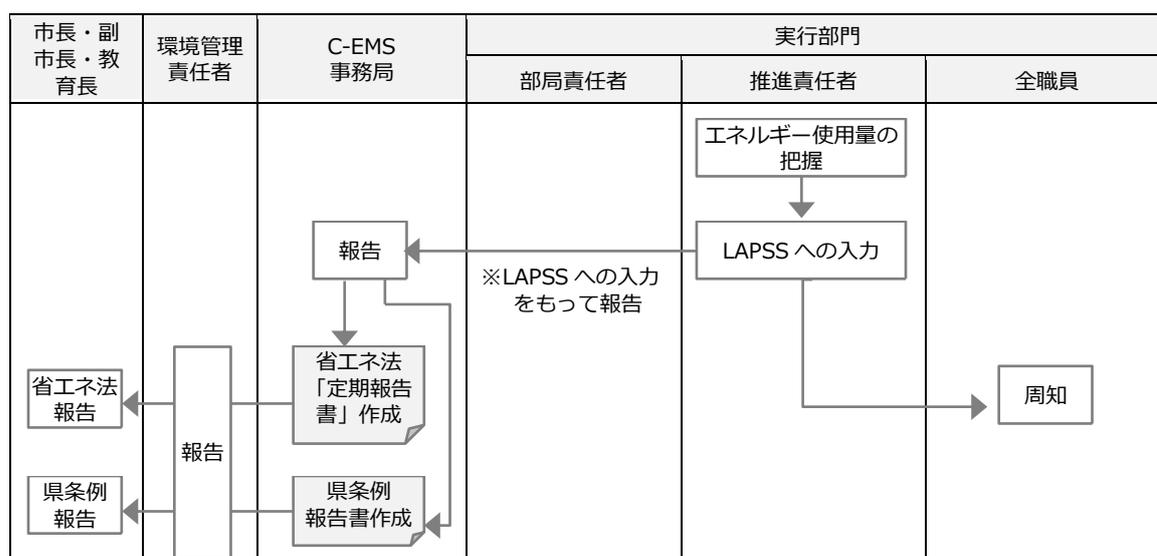
段階	実施事項	関連文書・様式	該当グループ				
			G1	G2	G3	G4	G5
Check 点検	1) エネルギー使用量の把握・報告	LAPPS		●	●	*	*
	2) 自己チェック	様式 2	○	○	○		
	3) 外部監査	様式 3	○	○	○	○	○
	4) 法令遵守状況の確認	様式 2	●	●	◇	*	●
	5) 実施計画・「エコオフィス行動ル ール」等に沿った取組成果の振 り返り・報告	様式 1	●	●	◇	◇	*
	6) 部局責任者の総括	様式 4	●	●	◇		*

●…実施 ○…参加 *…所管課が実施・参加 ◇…C-EMS 以外で実施

1) エネルギー使用量の把握・報告 (毎月)

G2 **G3** **G4** **G5**

- ・推進責任者は、エネルギー使用量を収集し、「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム (LAPSS)」に入力します。使用量を入力するとグラフが自動的に作成され、省エネルギーに取り組んだ成果が「見える化」されるので、職場研修やミーティングなどで役立てることができ
ます。
- ・グループ 4 は、教育総務課及び給食調理場は学務課の推進責任者が上記を実施し、各校へフイ
ードバックします。
- ・グループ 5 は、所管課かいの推進責任者が上記を実施し、各施設へフィードバックします。



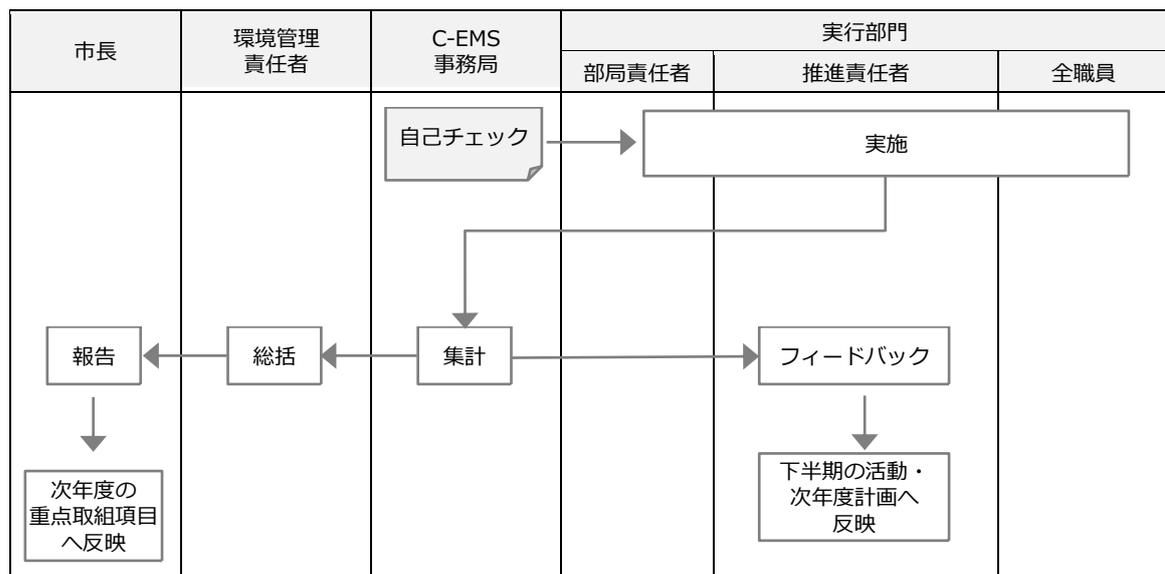
2) 自己チェック (10月)

G1

G2

G3

- ・C-EMS 事務局は、職員一人一人の環境活動の取組状況を把握するために、グループ1～3の職員を対象にインターネット環境等による自己チェックを実施します。
- ・自己チェックの集計結果は環境調整会議等へ報告し、市長が翌年度の「重点取組項目」を選定するための検討材料とします。また、推進責任者へもフィードバックし、各課かいにおける下半期の活動や次年度の計画策定のための検討材料とします。
- ・自己チェックの際には、工夫している取組などを報告する「エコ自慢」もあわせて実施します（エコ自慢についてはP34 参照）。



3) 外部監査（11月～12月）

G1

G2

G3

G4

G5

① 外部監査の目的

市は、C-EMSの有効性を高めるため、年に1回外部監査を実施します。

外部からの客観的な評価が入ることにより、市民に対する説明責任を果たし、透明性の高いC-EMSを実現します。また、専門家の監査により、具体的な指摘や提案も得られるため、活動の成果向上に役立てることが出来ます。

② 外部監査の視点

- ・「C-EMS実施計画書兼振り返り表」（様式1）に計画された取組が現実的かつ効果的なものであるか。また、その取組が推進責任者のリーダーシップのもと、適切に評価され、必要な対策が講じられているか。
- ・環境法令を確実に遵守しているか。
- ・他の課かい等の模範となるような優良な取組があるか。

③ 外部監査の対象

対象課かいについては、C-EMSの取組状況等を勘案し監査機関が決定します。なお、すべての課かいが2～3年に一度対象となるようにします。

④ 外部監査の結果

a. 指摘事項への対応

外部監査の結果は、監査機関が「外部監査結果報告書」（様式3）にまとめます。

改善を要する指摘事項があった場合は、推進責任者が「外部監査結果報告書」（様式3）に指摘事項への対応方針及び対応状況を記載し、部局責任者の決裁を経て環境管理責任者へ報告します。

C-EMS事務局において改善を要する指摘事項があった場合は、環境管理責任者が上記を実行します。

b. 外部公表

外部監査の結果は、すべて公表するものとします。

4) 法令遵守状況の確認（翌年 4 月）

G1

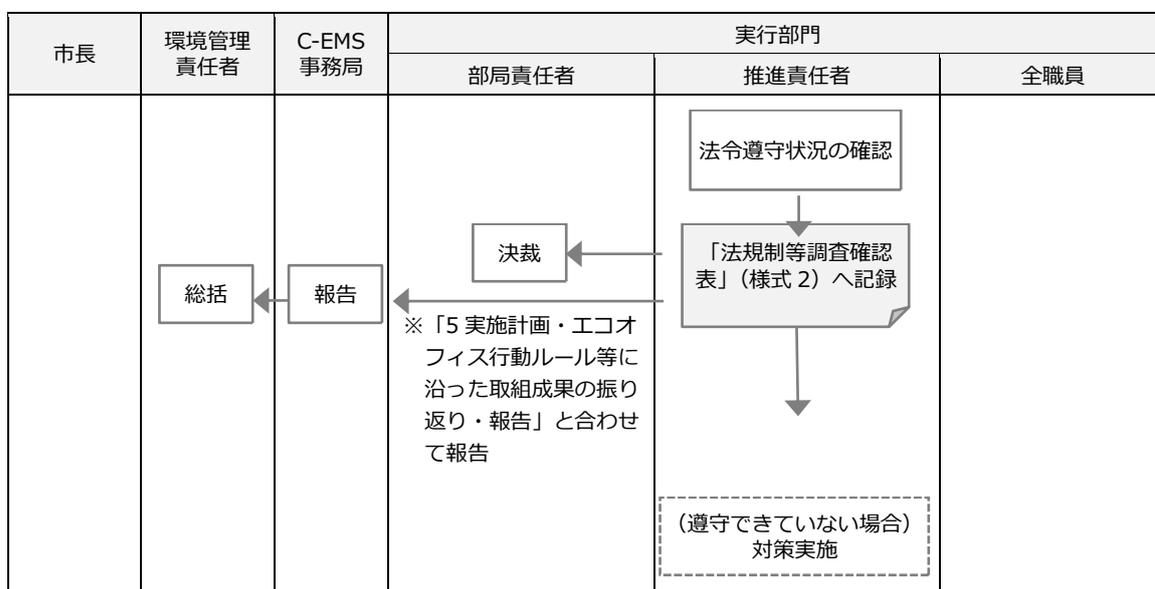
G2

G3

G4

G5

- ・推進責任者は、環境法令の遵守事項の調査（P21）で調査した環境法令について、その遵守状況を確認して「法規制等調査確認表」（様式 2）に記載し、「5 実施計画・エコオフィス行動ルール等に沿った取組成果の振り返り・報告」と合わせて部局責任者へ報告します。なお、「法規制等調査確認表」（様式 2）の作成対象ではない環境法令の適用がある場合、それらについても遵守状況の確認を行ってください（報告は不要です）。
- ・法令の遵守状況について不備がある場合は、即座に対応を実施します。
- ・グループ 3 は、独自の枠組みにより実施します。
- ・グループ 4 は、教育総務課及び給食調理場にかかわるものは学務課が各校へ確認し、上記を実施します。
- ・グループ 5 は、施設を所管する課かいの推進責任者へ報告します。

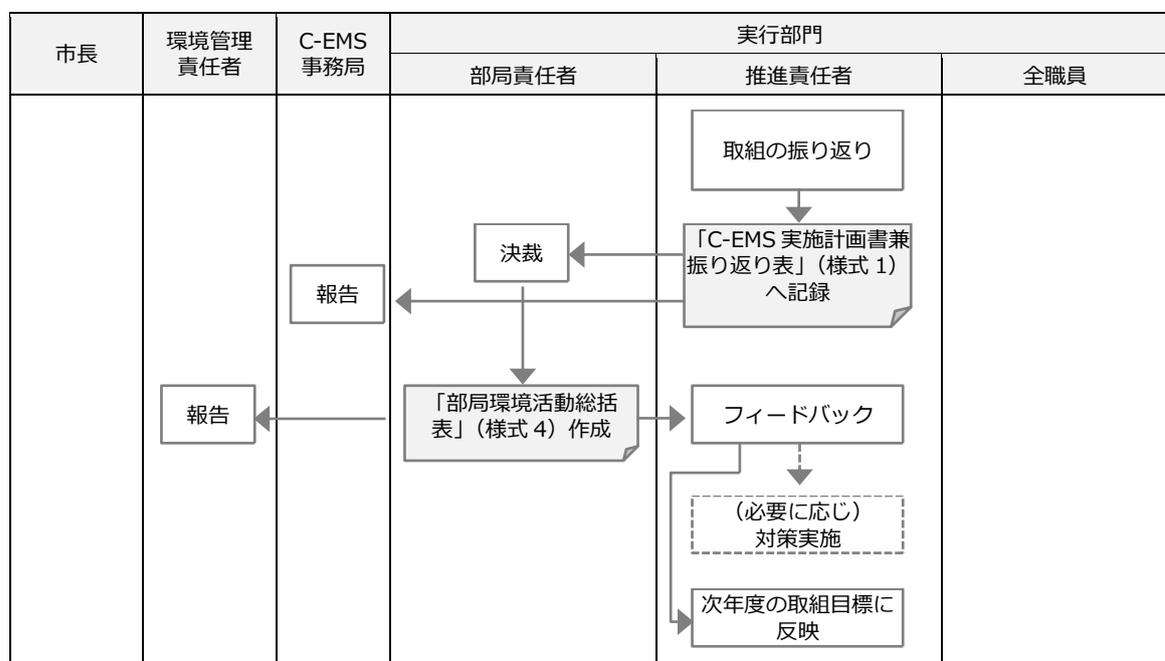


5) 実施計画・「エコオフィス行動ルール」等に沿った
取組成果の振り返り・報告（翌年4月）

G1 G2 G4

6) 部局責任者の総括（翌年4月）

- ・推進責任者は、各課かいの年間の取組について振り返り、その成果を「C-EMS 実施計画書兼振り返り表」（様式1）に記録します。
- ・庶務担当課の推進責任者は、部局における各課かいの「C-EMS 実施計画書兼振り返り表」（様式1）を取りまとめ、部局責任者へ報告します。
- ・部局責任者は、部局の環境活動について「部局環境活動総括表」（様式4）を用いて総括し、各課かいへフィードバックします。また、総括の結果は、環境管理責任者に報告します。
- ・グループ3は、独自の枠組みにより実施します。
- ・グループ4は、「スクールエコアクション」に基づき3月に実施します。



(4) 見直し (Act)

見直し (Act) で実施すべき事項は次のとおりです。

段階	実施事項	関連文書・様式	該当グループ				
			G1	G2	G3	G4	G5
Acrt 見直し	1) 次年度計画への反映	様式 1、様式 4、 自己チェック集 計結果、他	●	●	◇	◇	
	2) 表彰制度への応募	—	●	●	●		●
	3) 市長レビュー	—	—	—	—	—	—

●…実施 ○…参加 *…所管課が実施・参加 ◇…C-EMS 以外で実施

1) 次年度計画への反映

G1 G2 G3 G4

- ・推進責任者は、「C-EMS 実施計画書兼振り返り表」(様式 1) における振り返りの際に発見された問題点について、所属する職員とともに創意工夫のうえ解決策を検討し、次年度の計画へ反映させます。
- ・「部局環境活動総括表」(様式 4) 及び自己チェックのフィードバック結果に基づき、推進責任者が必要と判断する取組を次年度の計画へ反映させ、環境活動をより充実させます。

2) 表彰制度への応募

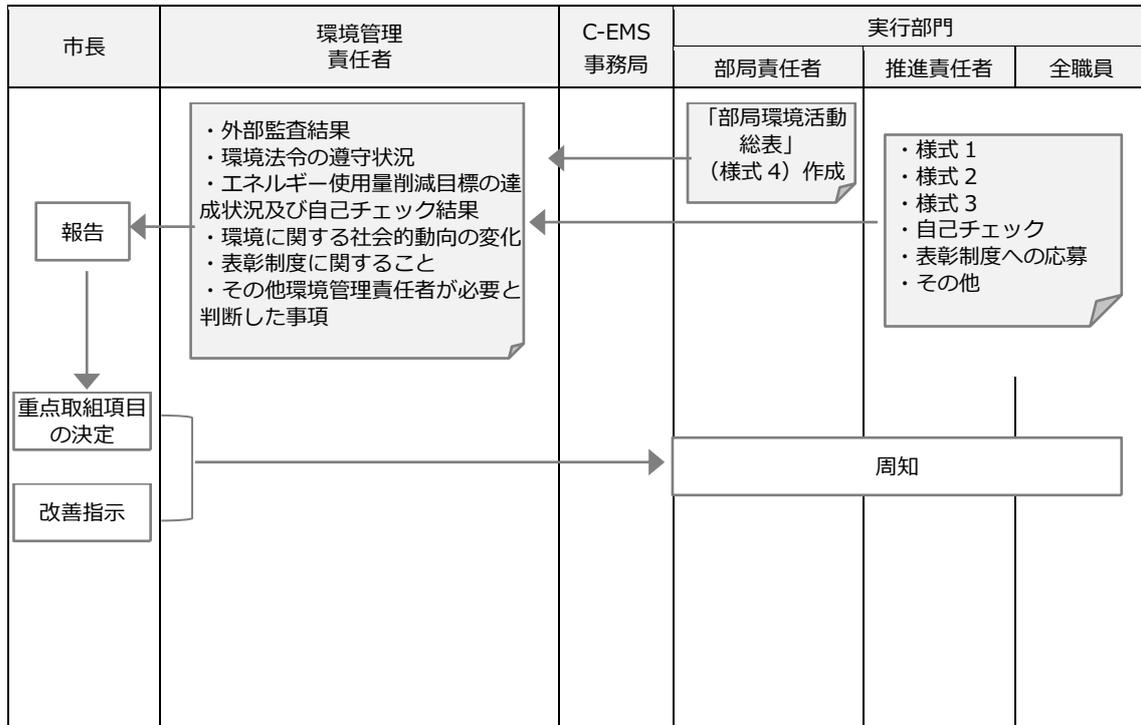
G1 G2 G3 G5

- ・全職員は、各課かいで取り組んだ創意工夫について、表彰制度に応募します。
- ・応募された創意工夫については、C-EMS 事務局が C-EMS 対象組織全体へ共有します。

※P34 参照

3) 市長レビュー（3月）

- ・市長は、市の環境活動の目的に照らして C-EMS が有効であることを確実にするために、定期的にレビューを行います。
- ・市長は、次に掲げる事項に関する環境管理責任者の報告を踏まえ、C-EMS の運用に改善の必要があると判断する場合は、必要な指示を行います。また、次年度の「重点取組項目」の決定を行います。
 - ①外部監査結果
 - ②環境法令の遵守状況
 - ③エネルギー使用量削減目標の達成状況及び自己チェック結果
 - ④環境に関する社会的動向の変化
 - ⑤表彰制度に関すること
 - ⑥その他環境管理責任者が必要と判断した事項
- ・環境管理責任者は、市長レビューの結果を全職員へ周知します。



3. 優良な取組の水平展開

C-EMS では、優良な取組を周知することで、C-EMS 対象組織全体の取組の活性化を図ることを目的として、表彰制度と「エコ自慢」の制度を設けています。

(1) 表彰制度

1) 表彰制度の目的

C-EMS における表彰制度は、「環境への優良な取組に対する表彰に関する要領」及び「指定管理者施設における環境への優良な取組に対する表彰に関する要領」で規定されており、優良な取組を評価し表彰することで、市役所全体の環境への取組を活性化させることをねらいとしています。

2) 表彰の対象となる取組とは

次のような取組で、他組織の模範となる優れた取組が表彰の対象となります。

- 環境に配慮した取組で環境負荷の低減効果が大きいもの
- 環境に配慮した取組で事務事業の効率化や、経費の削減等に優れた効果があるもの
- 環境に配慮した取組で市民、事業者及び市の活動に活用が期待できるもの
- 設備の運用管理、設備更新等による有効な取組
- その他システムの運用に特に顕著に功績が認められるもの

3) 表彰された取組の周知

C-EMS レター、イントラネット、市ホームページを通じて広く周知します。

(2) エコ自慢（10月）

- ・全職員は、自己チェックの際に、工夫している取組などの「エコ自慢」を報告します。エコ自慢の内容は、個人の取組、課かいの取組いずれも対象となります。
- ・エコ自慢として挙げられたもののうち、参考となるものを C-EMS レターやイントラネット等で周知します。

関連文書・様式一覧

<関連文書>

- ① 茅ヶ崎市環境マネジメントシステム要綱
- ② 施設における省エネ運用マニュアル
- ③ 環境に配慮した公共工事実施マニュアル
- ④ 環境に配慮したイベント実施マニュアル
- ⑤ 環境への優良な取組に対する表彰に関する要領
- ⑥ 指定管理者施設における環境への優良な取組に対する要領
- ⑦ 茅ヶ崎市グリーン購入基本方針
- ⑧ 茅ヶ崎市グリーン購入ガイドライン
- ⑨ 茅ヶ崎市公共施設電力調達に関する基本方針
- ⑩ 茅ヶ崎市電力の調達に係る環境配慮実施要綱

<様式>

- 様式 1 : C-EMS 実施計画書兼振り返り表
- 様式 2 : 法規制等調査確認表
- 様式 3 : 外部監査結果報告書
- 様式 4 : 部局環境活動総括表
- 様式 A : 環境に配慮した公共工事チェックシート (計画・構想・設計編)
- 様式 B : 環境に配慮した公共工事チェックシート (工事施工編)

參考資料

対象施設一覧表

(令和3年4月1日時点)

No.	施設名称	No.	施設名称
1	海岸地区コミュニティセンター	41	温水プール
2	小和田地区コミュニティセンター	42	平和の礎
3	小出地区コミュニティセンター	43	老人福祉センター
4	コミュニティセンター湘南	44	地域医療センター
5	茅ヶ崎地区コミュニティセンター	45	つつじ学園
6	南湖会館	46	ふれあい活動ホームあかしあ
7	鶴嶺東コミュニティセンター	47	ふれあい活動ホーム第2 あかしあ
8	ちがさき市民活動サポートセンター	48	老人憩の家(皆楽荘)
9	浜須賀会館(老人憩の家)	49	老人憩の家(萩園いこいの里)
10	鶴嶺西コミュニティセンター	50	松林ケアセンター
11	高砂コミュニティセンター	51	元町ケアセンター
12	斎場	52	地域包括支援センターゆず
13	香川駅前出張所	53	地域包括支援センターあい
14	小出支所	54	地域包括支援センターあさひ
15	茅ヶ崎市役所本庁舎、分庁舎	55	地域包括支援センター青空
16	市民ギャラリー	56	地域包括支援センターあかね
17	男女共同参画推進センターいこりあ	57	老人憩の家(しおさい南湖)
18	茅ヶ崎第1駐車場	58	地域包括支援センターわかば
19	東海岸南自動車駐車場	59	茅ヶ崎駅南口子育て支援センター
20	新栄町第1自転車駐車場	60	浜竹子育て支援センターのびのび
21	新栄町第2自転車駐車場	61	こどもセンター
22	新栄町第3自転車駐車場	62	今宿児童クラブ「たんぼぼクラブ」
23	ツインウェイ北自転車駐車場	63	梅田児童クラブ「つくしんぼクラブ」
24	ツインウェイ南自転車駐車場	64	浜須賀児童クラブ「おおなみクラブ」
25	幸町自転車駐車場	65	浜之郷児童クラブ「なかよしクラブ」
26	共恵自転車駐車場	66	小出児童クラブ「にほんまつクラブ」
27	本宿町自転車駐車場	67	松浪・緑が浜児童クラブ「おひさま・わんぱくクラブ」
28	香川駅前防犯連絡所	68	茅ヶ崎児童クラブ「きかんしゃクラブ」
29	農業ふれあい館	69	東海岸児童クラブ「マリンキッズクラブ」
30	茅ヶ崎漁港水産物荷捌所	70	鶴嶺児童クラブ(ひまわりクラブ)
31	茅ヶ崎漁港巻揚機	71	香川児童クラブ(てんとう虫クラブ・よつぼクラブ)
32	勤労市民会館	72	梅田第2児童クラブ「にじいろクラブ」
33	市民文化会館	73	松浪第2児童クラブ「このはクラブ」
34	茅ヶ崎市美術館	74	柳島児童クラブ「どんぐりクラブ」
35	開高健記念館	75	円蔵児童クラブ「すぎの子くらぶ」
36	総合体育館	76	松林児童クラブ「まつぼっくりクラブ」
37	市体育館	77	室田児童クラブ「おおぞらクラブ」
38	茅ヶ崎公園野球場・庭球場	78	西浜児童クラブ「いるか倶楽部」
39	芹沢スポーツ広場蹴球兼野球場・庭球場	79	今宿・鶴峰児童クラブ「にこにこクラブ・ぼぼんたクラブ」
40	堤スポーツ広場多目的球技場・庭球場	80	浜須賀第2児童クラブ「こなみクラブ」

No.	施設名称	No.	施設名称
81	汐見台児童クラブ「くじらクラブ」	121	市立病院
82	香川第2児童クラブ「みずたまクラブ」	122	消防本部・茅ヶ崎市寒川町消防指令センター
83	小和田保育園	123	消防署鶴嶺出張所
84	室田保育園	124	消防署海岸出張所
85	浜見平保育園	125	消防署小和田出張所
86	鶴が台保育園	126	消防署松林出張所
87	香川保育園	127	消防署小出出張所
88	浜須賀保育園	128	第1分団本村分団器具置場
89	中海岸保育園	129	第2分団新町分団器具置場
90	香川駅前公衆便所	130	第3分団十間坂分団器具置場
91	茅ヶ崎東海岸公衆便所	131	第5分団仲町分団器具置場
92	柳島海岸公衆便所	132	第5分団下町分団器具置場
93	環境事業センター（旧収集事務所）	133	第6分団円蔵分団器具置場
94	環境事業センター（旧清掃事業所）	134	第7分団西久保分団器具置場
95	堤十二天一般廃棄物最終処分場	135	第8分団下町屋分団器具置場
96	汐見台ポンプ場	136	第8分団浜之郷分団器具置場
97	本村ポンプ場	137	第9分団萩園分団器具置場
98	柳島ポンプ場	138	第9分団新田分団器具置場
99	下寺尾ポンプ場	139	第10分団中島分団器具置場
100	烏井戸雨水調整池	140	第10分団今宿分団器具置場
101	浜須賀水泳プール	141	第11分団柳島分団器具置場
102	殿山水泳プール	142	第11分団松尾分団器具置場
103	中央公園管理棟	143	第12分団小和田分団器具置場
104	市民の森管理棟	144	第13分団菱沼分団器具置場
105	松籟庵	145	第14分団上赤羽根分団器具置場
106	氷室椿庭園	146	第14分団中赤羽根分団器具置場
107	柳島キャンプ場	147	第15分団下赤羽根分団器具置場
108	香川住宅集会所	148	第15分団高田分団器具置場
109	柳島記念館	149	第16分団甘沼分団器具置場
110	今宿ポンプ場	150	第16分団香川分団器具置場
111	中島ポンプ場	151	第17分団堤分団器具置場
112	柳島ポンプ場／松尾川樋門	152	第18分団芹沢分団器具置場
113	浜之郷ポンプ場	153	第19分団下寺尾分団器具置場
114	東海岸雨水吐	154	第19分団行谷分団器具置場
115	中海岸雨水吐	155	第20分団東海岸・中海岸分団器具置場
116	松が丘雨水吐	156	第21分団矢畑分団器具置場
117	浜須賀雨水吐	157	茅ヶ崎小学校
118	下町屋ポンプ場	158	鶴嶺小学校
119	梅田橋ポンプ場	159	松林小学校
120	高田南ポンプ場	160	西浜小学校

No.	施設名称	No.	施設名称
161	小出小学校	203	浜之郷小学校（給食場）
162	松浪小学校	204	緑が浜小学校（給食場）
163	梅田小学校	205	あすなろ教室
164	香川小学校	206	梅田文化財収蔵庫
165	浜須賀小学校	207	文化財調査事務所
166	鶴が台小学校	208	文化資料館
167	柳島小学校	209	民俗資料館「旧和田家」
168	小和田小学校	210	民俗資料館「旧三橋家」
169	円蔵小学校	211	小和田公民館
170	今宿小学校	212	鶴嶺公民館
171	室田小学校	213	松林公民館
172	東海岸小学校	214	南湖公民館
173	浜之郷小学校	215	香川公民館
174	緑が浜小学校	216	青少年会館
175	汐見台小学校	217	図書館
176	第一中学校	218	松浪コミュニティセンター
177	鶴嶺中学校	219	ハマミーナ
178	松林中学校	220	旧南湖院第一病舎
179	西浜中学校	221	民俗資料館「旧藤間家」
180	松浪中学校	222	茅ヶ崎ゆかりの人物館
181	梅田中学校	223	柳島スポーツ公園
182	鶴が台中学校	224	今宿小学校（給食場）
183	浜須賀中学校	225	円蔵小学校（給食場）
184	北陽中学校	226	小和田小学校（給食場）
185	中島中学校	227	茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラス
186	円蔵中学校	228	南地区児童クラブ
187	赤羽根中学校	229	香川駅前子育て支援センター
188	萩園中学校	230	地域包括支援センターさくら
189	学校給食共同調理場	231	地域包括支援センターつむぎ
190	茅ヶ崎小学校（給食場）	232	地域包括支援センターれんげ
191	鶴嶺小学校（給食場）	233	茅ヶ崎市保健所
192	松林小学校（給食場）	234	辻堂駅前出張所
193	西浜小学校（給食場）	235	第13分団室田分団器具置場
194	小出小学校（給食場）	236	北部地区防災備蓄倉庫
195	松浪小学校（給食場）	237	小桜町防災倉庫
196	梅田小学校（給食場）	238	古相模橋ポンプ場
197	香川小学校（給食場）	239	サザンビーチ西公衆便所
198	浜須賀小学校（給食場）	240	南口喫煙所
199	鶴が台小学校（給食場）	241	西久保臨時放置自転車等保管場所
200	柳島小学校（給食場）	242	ツインウェイヴポンプ室
201	室田小学校（給食場）	243	地域包括支援センターくるみ
202	東海岸小学校（給食場）		

用語集

【あ行】

エコチューニング事業

「エコチューニング」とは、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ設備機器・システムの適切な運用改善等を行うことで、これにより削減された光熱水費から収益を上げるビジネスモデルをいう。

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。平成 27 年 (2015 年) の国連サミットにおいてすべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられた。令和 12 年 (2030 年) を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) な目標となっている。

エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (省エネ法)

石油危機を契機として昭和 52 年 (1979 年) に制定された法律で、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、産業・業務・家庭・運輸の各部門におけるエネルギーの効率向上を求めている。

業務 (工場・事務所等) に関わる主な措置は、事業者単位で年間エネルギー使用量の合計が 1,500kl (原油換算) 以上である事業者が『特定事業者』に指定され、定期報告書・中長期計画書の提出、エネルギー消費原単位を中長期的に年平均 1%以上低減する努力等が求められる。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素 (CO₂) やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、温対法では、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCS)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) の 7 種類としている。

【か行】

気候変動に関する政府間パネル (IPCC: : Intergovernmental Panel on Climate Change)

昭和 63 (1988) 年に、国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) により設立。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援する。5~7 年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

京都議定書

平成 9 年 (1997 年) 12 月京都で開催された「気候変動枠組条約第 3 回締約国会議 (COP3)」で採択された気候変動に関する国際連合枠組条約の議定書。ロシアの批准を受けて発効要件を満たし、平成 17 年 (2005 年) 2 月に発効。平成 23 年 (2011 年) 12 月現在の締約国数は、191 カ国と欧州連合。なお、日本は平成 10 年 (1998 年) 4 月 28 日に署名、(平成 14 年) 2002 年 6 月 4 日に批准。先進締約国に対し、平成 20 年 (2008 年) ~平成 24 年 (2012 年) の第 1 約束期間における温室効果ガスの排出量を平成 2 年 (1990 年) 比で、平均 5.2% (日本 6%、アメリカ 7%、EU8%など) 削減することを義務付けている。

COOL CHOICE 宣言

「COOL CHOICE (=賢い選択)」とは、パリ協定の世界共通の目標の達成のために、脱炭素社会づ

くりに貢献する製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、温暖化対策に資する、また快適な暮らしにもつながるあらゆる「賢い選択」をしていこうという取組のことで、この実施に賛同すること。

コージェネレーション

燃料（天然ガス、石油、LP ガス等）を燃焼させて発電するとともに、その際に生じる廃熱を回収し冷暖房や給湯などに有効利用するシステム。熱と電気を無駄なく利用できることから、高い総合エネルギー効率が可能となる。

【さ行】

全熱交換機（ロスナイ換気）

室内から排出される空気と外から取り入れる空気の間で熱交換を行い、取り入れる外気の温度を室温に近づけて換気ができる装置。夏季の冷房使用時・冬の暖房使用時に室温への影響を少なく換気できることから、空調エネルギーの削減につながる。空調を使用しない中間期は普通換気の方が省エネとなる。

ZEB

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできないが、省エネによってエネルギー消費量を削減し、創エネ（太陽光発電等）によってエネルギーを創出することで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロとすることを旨とする。

【た行】

（茅ヶ崎市）地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

温対法に定める、温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策を網羅的かつ体系的に整備した計画。茅ヶ崎市においては、前計画の計画期間が令和 2（2020）年度で満了することに加え、国内外の社会状況の変化に対応するために、令和 3（2021）年度を始期とする「茅ヶ崎市環境基本計画」に包含された。

地球温暖化対策計画

温対法第 8 条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。平成 28（2016）年に閣議決定された。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

京都で開催された「国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP 3）」での京都議定書の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、平成 10（1998）年に制定された国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律である。

地方公共団体実行計画策定・管理支援システム（LAPSS）

地方自治体が地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定・管理するあたり、温室効果ガス総排出量の算定・管理を円滑に運用できるようにするために、環境省が開発・提供する算定システム。

【は行】

ハイドロフルオロカーボン（HFC）

フロン類の一種であり、一般に「代替フロン」といわれている。代替フロンは塩素を持たないためオゾン層を破壊しないが、二酸化炭素の数百倍～数万倍の温室効果があり、温室効果ガスとの一つとして扱われている。

パリ協定

平成 27（2015）年 12 月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定である。

世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ 2℃よりもかなり低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

ポンプ台数制御システム

熱源搬送ポンプの流量は、夏期、冬期の最大負荷時の空調 負荷を満たすよう選定されている場合が多く、低負荷時、夜間などは過剰な冷温水が循環しており、無駄に電力を消費していることになる。ポンプ台数制御システムとは、各空調機で必要とする冷温水の流量に合わせて、最適な台数で搬送ポンプを運転する自動制御システムで、低負荷（低流量）時に不要なポンプを停止することで、ポンプ設備のエネルギー消費量や CO2 排出量の削減を図ることができる。

計画の改定履歴

版数	策定・改定 年 月 日	改 定 内 容

C-EMS実施計画表兼ふりかえり表

作成年月日: 令和 年 月 日

部局等名		課かい名		推進責任者 氏名	
------	--	------	--	-------------	--

(1) 目標及び進捗状況

全庁目標	エネルギー使用量を対前年度比で1%以上削減
------	-----------------------

【対象: 全課かい】

① 全庁目標達成に向けた「職員のエコオフィス行動ルール」(実行計画P10~11)の取組目標

No.	取組目標		実績/今後の課題など
1	重点取組項目	(選択してください)	
	具体的内容		
2	取組項目	(選択してください)	
	具体的内容		
3	取組項目	(選択してください)	
	具体的内容		

【対象: グループ2(所管施設のある課かい)】 ※算定範囲は所管施設全て(グループ4(市立小中学校)、グループ5(指定管理施設)を含む)

② 全庁目標達成に向けた設備機器の省エネの取組目標

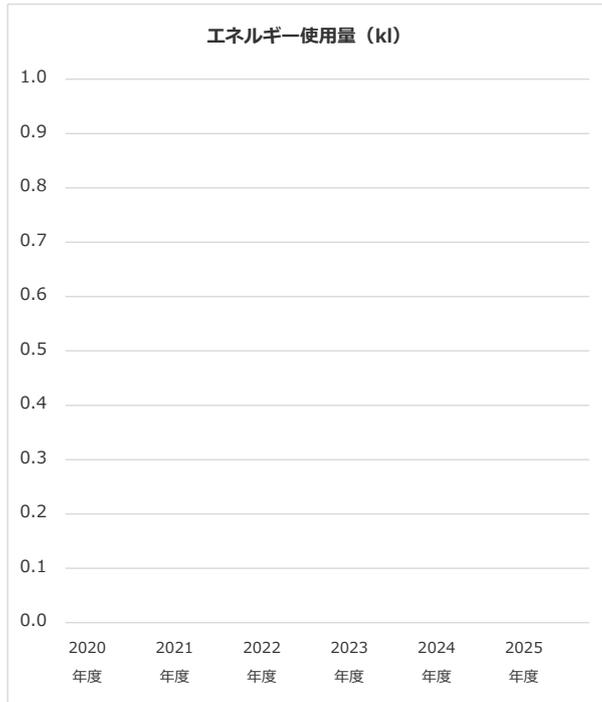
実績	前年度比	%	達成状況	(選択してください)
達成/未達成の理由				

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
エネルギー使用量(GJ)						
エネルギー使用量(kl)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
対前年度比(%)	—	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

…自動計算

設備機器の保守・管理、運用改善の取組(実行計画P8)

No.	対象施設	計画/実施状況	
1		計画	
		実績	
2		計画	
		実績	
3		計画	
		実績	



※各施設のエネルギーデータは、LAPSSから抽出して添付

(2) 職場研修の実施状況

研修名	実施状況	内容
取組目標設定研修	(選択してください)	
法令遵守確認研修	(選択してください)	
新任・異動者研修	(選択してください)	
	(選択してください)	

(3) 指定管理者・委託業者への協力要請

実施状況		
<input type="checkbox"/> 関係する指定管理者・委託業者はない <input type="checkbox"/> 要望伝達・協力要請が実施されている <input type="checkbox"/> 要望伝達・協力要請が実施されていない		
実施できていない項目	理由	対処状況、予定

(4) 公共工事における環境配慮について(500万円以上の公共工事の場合に記入)

実施状況		
<input type="checkbox"/> マニュアルに基づくチェックシートを作成し、環境に配慮した公共工事の設計又は施工を行った <input type="checkbox"/> マニュアルに基づくチェックシートを作成していない		
作成していない公共工事の名称	理由	対処状況、予定

【 推進責任者による評価 】

記入日 令和 年 月 日

目標の達成状況、活動の実施状況、実績に関する評価	今後の対応

C-EMS実施計画表兼ふりかえり表

作成年月日：令和〇〇年〇〇月〇〇日

部局等名	〇〇〇〇	課かい名	〇〇〇〇	推進責任者 氏名	〇〇〇〇
------	------	------	------	-------------	------

(1)目標及び進捗状況

全庁目標	エネルギー使用量を対前年度比で1%以上削減
------	-----------------------

【対象：全課かい】

① 全庁目標達成に向けた「職員のエコオフィス行動ルール」(実行計画P10~11)の取組目標

No.	取組目標		実績／今後の課題など
1	重点取組項目	A. エネルギー使用量の削減	以下の取組を実施し、時間外勤務を○時間→●時間(△%削減)した。 ・会議時間短縮のため、会議時間を設定するとともに資料及び議論のポイントを事前共有。また会議資料は意識共有が図れる程度に簡略化するなど、会議準備にかかる時間の短縮も図った。 ・〇〇手続きの実施フローを見直して簡略化を図った。
	具体的内容	事務効率の向上や業務の見直しに努め、時間外勤務の削減を○%削減する。	
2	取組項目	B. 資源の有効利用	例年印刷(外注)している〇〇報告書の印刷部数を見直し、〇部削減する。
	具体的内容	例年印刷(外注)している〇〇報告書の印刷部数を見直し、〇部削減する。	
3	取組項目	D. 環境配慮契約	〇〇館及び〇〇センターにおける電力調達の入札を「茅ヶ崎市電力の調達に関わる環境配慮実施要綱」に基づき〇月に実施し、二酸化炭素排出係数の低い〇〇〇〇(電力会社名)より電力を調達している。
	具体的内容	「茅ヶ崎市電力の調達に関わる環境配慮実施要綱」に基づいた電力調達を〇件(〇〇館、〇〇センター)実施する。	

【対象：グループ2(所管施設のある課かい)】 ※算定範囲は所管施設全て(グループ4(市立小中学校)、グループ5(指定管理施設)を含む)

② 全庁目標達成に向けた設備機器の省エネの取組目標

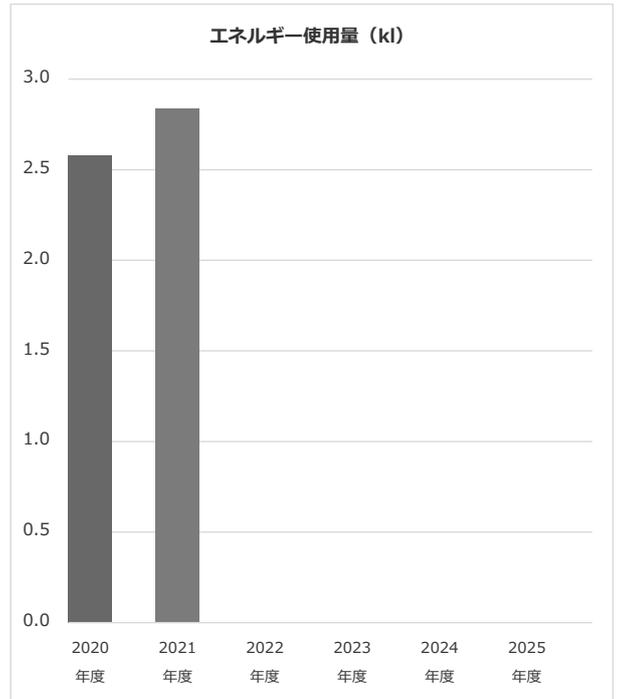
実績	前年度比	10.0%	達成状況	■ 未達成
達成/未達成の理由	昨年度は新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言のために4~5月に施設を一時閉鎖していたが、今年度は通常通り会議室、照明及び空調の使用量が対前年度比で増加したため。			

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
エネルギー使用量(GJ)	100.0	110.0				
エネルギー使用量(kl)	2.6	2.8	0.0	0.0	0.0	0.0
対前年度比(%)	—	10.0%	-100.0%	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

…自動計算

設備機器の保守・管理、運用改善の取組(実行計画P8)

No.	対象施設	計画／実施状況	
1	●●●●	計画	空調フィルターの清掃を1回/月実施する。
		実績	空調フィルターの清掃を1回/月実施した。
2	●●●●	計画	施設利用者へ空調、照明利用の省エネ協力を依頼する。
		実績	登録団体が参加する会議で省エネ協力依頼を実施するとともに、各部屋に依頼事項を掲示した。
3		計画	
		実績	



※各施設のエネルギーデータは、LAPSSから抽出して添付

(2) 職場研修の実施状況

研修名	実施状況	内容
取組目標設定研修	■ 実施	●月●日に実施（対象者●名中●名参加。欠席者には別途決定事項の周知を実施）。C-EMSの概要と当年度の「重点確認項目」について確認するとともに、課かいにおける取組目標及び具体的な取組を検討し設定した。
法令遵守確認研修	■ 未実施	対象者の都合が合わず●月までに開催できず、●月の●●会議の際に合わせて実施予定。
新任・異動者研修	■ 実施	●月●日に実施（対象者●名全員参加）。C-EMSの概要と課かいにおける取組目標及び具体的な取組を周知した。

(3) 指定管理者・委託業者への協力要請

実施状況		
<input type="checkbox"/> 関係する指定管理者・委託業者はない <input type="checkbox"/> 要望伝達・協力要請が実施されている <input checked="" type="checkbox"/> 要望伝達・協力要請が実施されていない		
実施できていない項目	理由	対処状況、予定
施設管理上の省エネルギーの徹底	伝達内容が「地球環境問題への協力」であったため、抽象的で分かりにくかったと考えられる。	伝達に用いた文書を改訂し、いつまでに、なにを、どのようにという点を明確に具体的に明記することとした。

(4) 公共工事における環境配慮について(500万円以上の公共工事の場合に記入)

実施状況		
<input type="checkbox"/> マニュアルに基づくチェックシートを作成し、環境に配慮した公共工事の設計又は施工を行った <input checked="" type="checkbox"/> マニュアルに基づくチェックシートを作成していない		
作成していない公共工事の名称	理由	対処状況、予定
〇〇〇	チェックシートの作成方法について、担当職員に具体的に伝えていなかった。	記入方法について推進責任者から説明するとともに、分かりにくい部分についてヒアリングし、次に伝達する際の考慮事項とした。

【 推進責任者による評価 】

記入日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

目標の達成状況、活動の実施状況、実績に関する評価	今後の対応
問題があった点について、具体的な対応策は取られているが、その原因が職員の実環境活動に対する関心の低さにあると考えられる。独自でEMSを推進する際には職員の意識付けが重要であるため、具体的な対応が必要である。	研修で職員の意識付けを行うのは限界を感じている。その他の方法、例えば地元事業者への環境への取り組みや、学校でのこどもたちの環境の取り組みの現状を職場で情報共有し、自発的な取り組み意識を育てる契機を可能な限り作っていく。

環境法令への該当チェック表

・各課がい・施設において、次の「①設備・物品等」及び「②該当条件」を確認し、該当の有無を「③該当の有無」で選択します。

①②いずれも該当する場合…「有」 ①が該当しても②が該当しない場合…「無」 ①②いずれも該当しない場合…「無」
該当「有」の場合は、その右列に記載されている様式番号の「法規制等調査確認表」を作成します。

・本チェック表に掲載されている法令はあくまでも公共施設における代表的なものであり、事業内容や所有している設備・物品等によっては、他の環境法令も該当する可能性があります。それらについては、各課かいにおいて適切に遵守管理を行ってください。

関連設備・物品等			適用される法令	③該当の有無	庁内相談窓口
分類	①設備・物品等	②該当条件			
空調設備	業務用エアコン・冷蔵庫・冷水器・製氷機等（フロンが充填されているもの）	左記の設備を所有している場合	フロン排出抑制法	<input checked="" type="checkbox"/> 有 →様式2-1を作成 <input type="checkbox"/> 無	環境政策課
	ボイラー、冷温水発生器等	伝熱面積が10㎡以上 または 燃料燃焼能力が50ℓ/h以上	大気汚染防止法	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	環境保全課
	送風機、クーリングタワー等	電動機の定格出力が7.5kW以上	騒音規制法	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	環境保全課
廃棄物	事業系廃棄物（事業系一般廃棄物・産業廃棄物）	事業系廃棄物（主に産業廃棄物）を処理する場合	廃棄物処理法	<input checked="" type="checkbox"/> 有 →様式2-4を作成 <input type="checkbox"/> 無	資源循環課
危険物	危険物（重油、軽油、灯油、ガソリン等）	指定数量以上の危険物を保管している場合	消防法	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	予防課
		指定数量の1/5以上指定数量未満の危険物（少量危険物）を保管している場合	茅ヶ崎市火災予防条例	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
化学物質	毒物、劇物	毒物、劇物を保管または使用している	毒物劇物取締法	<input checked="" type="checkbox"/> 有 →様式2-7を作成 <input type="checkbox"/> 無	衛生課

法規制等調査確認表

作成年月日： 令和 年 月 日

部局等名			課かい名 (及び施設名)		
法令等の名称					
法令等が適用される業務内容と環境への影響					
法令等の対象施設・対象物等及び、その規模、能力、量等					
関連手順書の有無	<input type="checkbox"/>	有	【手順書の名称を記入】		
	<input type="checkbox"/>	無			
法的 要求 事項	義務・責務等、法規制等の内容				
	規制基準値など	<input type="checkbox"/>	有		
		<input type="checkbox"/>	無		
	許可	<input type="checkbox"/>	要	【今年度の該当】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/>	不要		
	届出	<input type="checkbox"/>	要	【今年度の該当】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/>	不要		
	資格者の配置	<input type="checkbox"/>	要	【資格名】	【資格者名】
		<input type="checkbox"/>	不要		
	監視・測定		項目・内容など		
		方法など			
		頻度・時期など			
記録	<input type="checkbox"/>	要	【記録様式・保存期間】		
	<input type="checkbox"/>	不要			
事故時の措置	<input type="checkbox"/>	有			
	<input type="checkbox"/>	無			
その他					
特記事項					

2. 遵守状況確認

遵守状況	遵守できていない場合その原因・理由・対処法など	報告日付
<input type="checkbox"/> 遵守できている		年 月 日
<input type="checkbox"/> 遵守できていない		

法規制等調査確認表

作成年月日： 令和XX年XX月XX日

部局等名	XXXXX	課かい名 (及び施設名)	XXXXX
------	-------	-----------------	-------

法令等の名称	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律			
法令等が適用される業務内容と環境への影響	【業務内容】施設運営に伴う業務用空調機・冷蔵冷凍機器(第一種特定製品)の使用 【環境への影響】オゾン層の破壊・地球温暖化への悪影響			
法令等の対象施設・対象物等及び、その規模、能力、量等	【対象施設】XXXXX 【対象物】業務用空調機器・冷蔵冷凍機器(第一種特定製品) 【定格出力】XXkw			
関連手順書の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	【手順書の名称を記入】		
法的 要求 事項	義務・責務等、法規制等の内容	<ul style="list-style-type: none"> 第一種特定製品の管理者が講ずべき措置(法第16条) フロン類算定漏えい量等の報告等(法第19条) 第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務(法第41条) 第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等(法第43条) 引取証明書の保存等(法第45条) 		
	規制基準値など	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	・漏えい量の報告(年間漏えい量1,000t-CO ₂ 以上)	
	許可	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要	【今年度の該当】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	届出	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要	【今年度の該当】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	資格者の配置	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要	【資格名】 【資格者名】	
	監視・測定	項目・内容など	<ul style="list-style-type: none"> 簡易点検の実施(全ての機器) 定期点検の実施(一定規模以上の機器 詳細は法を参照) 	
		方法など	<ul style="list-style-type: none"> 【簡易点検】担当者の目視により異音、損傷、腐食等を確認。 【定期点検】資格を有する者により異音、損傷、腐食等を確認。 	
		頻度・時期など	<ul style="list-style-type: none"> 【簡易点検】3か月に1回以上 【定期点検】1年に1回以上または3年に1回以上(機器の規模・種類により異なる。詳細は法を参照。) 	
	記録	<input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	【記録様式・保存期間】 ・【点検記録】機器を廃棄してから3年を経過するまで保存。 ・【引取証明書】機器の廃棄時等に受領してから3年を経過するまで保存。	
	事故時の措置	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
その他				
特記事項				

2. 遵守状況確認

遵守状況	遵守できていない場合その原因・理由・対処法など	報告日付
<input type="checkbox"/> 遵守できている		年 月 日
<input type="checkbox"/> 遵守できていない		

法規制等調査確認表

作成年月日： 令和XX年XX月XX日

部局等名	XXXXX	課かい名 (及び施設名)	XXXXX
------	-------	-----------------	-------

法令等の名称		大気汚染防止法	
法令等が適用される業務内容と環境への影響		【業務内容】事業活動に伴って生じたばい煙の処理 【環境への影響】環境汚染、自然環境の破壊	
法令等の対象施設・対象物等及び、その規模、能力、量等		【対象施設】XXXXX 【対象物】XXXXX 【能力・量】XXXXX	
関連手順書の有無		【手順書の名称を記入】	
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
法的 要求 事項	義務・責務等、法規制等の内容	・ばい煙の排出の規制等(法第3条～法第17条の2) ・揮発性有機化合物の排出の規制等(法第17条の3～法第17条の15) ・粉じんに関する規制(法第18条～法第18条の20) ・水銀等の排出の規制等(法第18条の21～法第18条の35) ・自動車排出ガスに係る許容限度等(法第19条～法第21条の2) ・損害賠償(法第25条～法第25条の6)	
	規制基準値など	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	・いおう酸化物の排出基準(規則第3条) ・ばいじんの排出基準(規則第4条) ・有害物質の排出基準(規則第5条) ・水銀排出施設に係る基準(規則第5条の2) ・算定の方法(規則第6条) ・特別排出基準(規則第7条) ・特定工場等の規模に関する基準(規則第7条の2) ・総量規制基準(規則第7条の3)
	許可	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要	【今年度の該当】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	届出	<input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	【今年度の該当】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	届出が必要な施設	ばい煙発生施設 (ボイラー等(熱風ボイラーを含み熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)) 揮発性有機化合物(VOC)排出施設 (揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設等) 一般粉じん発生施設(小型石炭焼ボイラー等) 水銀排出施設(水銀含有汚泥等の焼却炉等)	
	届出不要の施設	・ばい煙発生施設の設置の届出(法第6条) ・揮発性有機化合物排出施設の設置の届出(法第17条の5) ・一般粉じん発生施設の設置等の届出(法第18条) ・特定粉じん発生施設の設置等の届出(法第18条の6) ・特定粉じん排出等作業の実施の届出(法第18条の15) ・水銀排出施設の設置の届出(法第18条の23) ・水銀排出施設の構造等の変更の届出(法第18条の25)	
	資格者の配置	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要	【資格名】 【資格者名】
	監視・測定	項目・内容など 方法など 頻度・時期など	ばい煙量等の測定(規則第15条) 算定の方法(規則第6条) ばい煙量等の測定(規則第15条)
	記録	<input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	【記録様式・保存期間】 時の測定の結果は、測定年月日、測定箇所、測定方法及びばい煙発生施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を三年間保存すること
	事故時の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	緊急時の措置(法第23条)
その他			
特記事項			

2. 遵守状況確認

遵守状況	遵守できていない場合その原因・理由・対処法など	報告日付
<input type="checkbox"/> 遵守できている		年 月 日
<input type="checkbox"/> 遵守できていない		

法規制等調査確認表

作成年月日： 令和XX年XX月XX日

部局等名	XXXXX	課かい名 (及び施設名)	XXXXX
------	-------	-----------------	-------

法令等の名称		騒音規制法	
法令等が適用される業務内容と環境への影響		【業務内容】事業活動に伴って起こる騒音 【環境への影響】周辺環境破壊	
法令等の対象施設・対象物等及び、その規模、能力、量等		【対象施設】XXXXX 【対象物】XXXXX 【定格出力】XXXXX	
関連手順書の有無	<input type="checkbox"/> 有	【手順書の名称を記入】	
	<input checked="" type="checkbox"/> 無		
法的 要求 事項	義務・責務等、法規制等の内容		・規制基準の設定(法第4条) ・規制基準の遵守義務(法第5条)
	規制基準値など	<input checked="" type="checkbox"/> 有	・特定工場等に関する規制(法第4条～法第13条) ・特定建設作業に関する規制(法第14条・法第15条) ・自動車騒音に係る許容限度等(法第16条～法第19条の2)
		<input type="checkbox"/> 無	
	許可	<input type="checkbox"/> 要	【今年度の該当】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input checked="" type="checkbox"/> 不要	
	届出	<input checked="" type="checkbox"/> 要	【今年度の該当】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		<input type="checkbox"/> 不要	・特定施設の設置の届出(第4条) ・特定建設作業の実施の届出(法第14条)
	資格者の配置	<input type="checkbox"/> 要	【資格名】 【資格者名】
		<input checked="" type="checkbox"/> 不要	
	監視・測定	項目・内容など	市町村長は、規制基準や要請限度を超える騒音により周辺の生活環境が損なわれていると認める場合、改善勧告や都道府県公安委員会への要請を行うことができる。
方法など			
頻度・時期など			
記録	<input type="checkbox"/> 要	【記録様式・保存期間】	
	<input checked="" type="checkbox"/> 不要		
事故時の措置	<input type="checkbox"/> 有		
	<input checked="" type="checkbox"/> 無		
その他			
特記事項			

2. 遵守状況確認

遵守状況	遵守できていない場合その原因・理由・対処法など	報告日付
<input type="checkbox"/> 遵守できている		年 月 日
<input type="checkbox"/> 遵守できていない		

法規制等調査確認表

作成年月日： 令和XX年XX月XX日

部局等名	XXXXX	課かい名 (及び施設名)	XXXXX
------	-------	-----------------	-------

法令等の名称		廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
法令等が適用される業務内容と環境への影響		【業務内容】事業活動に伴って生じた廃棄物の処理 【環境への影響】環境汚染、自然環境の破壊		
法令等の対象施設・対象物等及び、その規模、能力、量等		【対象施設】XXXXX 【対象物】産業廃棄物(20分類)及びそれ以外の事業活動に伴って生じた廃棄物(事業系廃棄物) 【量】産業廃棄物:XXXkg/年、事業系一般廃棄物:XXXkg/年		
関連手順書の有無		【手順書の名称を記入】		
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				
義務・責務等、法規制等の内容		・処理責任(法第3条、第11条) ・多量排出事業者の計画策定義務(法第12条第9項) ・産業廃棄物処理基準の遵守(法第12条第1項) ・産業廃棄物保管基準の遵守(法第12条第2項) ・産業廃棄物委託基準等の遵守(法第12条第5項～第7項) ・産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付義務(法第12条の3)		
規制基準値など		・収集運搬車の表示など令第6条参照(産業廃棄物処理基準) ・掲示板の設置など規則第8条参照(産業廃棄物保管基準) ・書面による委託契約など令第6条の2参照(産業廃棄物委託基準)		
<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
許可		【今年度の該当】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
<input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要				
届出		【今年度の該当】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
<input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要				
法的 要求 事項	資格者の配置	【資格名】 【資格者名】		
	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要			
	監視・測定	項目・内容など	・産業廃棄物管理票(マニフェスト)による産業廃棄物処理状況の確認	
		方法など	・マニフェストの交付 ・返送されたマニフェスト(B2票、D票及びE票)の記載事項及び返送期限の確認 ・マニフェスト交付状況の所管官庁への報告	
		頻度・時期など	・産業廃棄物を引き渡す際に種類ごとにマニフェストを交付 ・B2票、D票での90日以内での運搬、処分終了の確認、E票での180日以内での最終処分終了の確認 ・所管官庁へ毎年6月30日までに「様式第三号」によりマニフェスト交付状況の報告	
	記録	【記録様式・保存期間】 ・委託契約書及び許可書の写し等を契約終了の日から5年間の保存 ・マニフェストの写し(A票)を交付日より、控え(B2、D及びE票)を送付を受けた日より5年間の保存		
<input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要				
事故時の措置		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
その他				
特記事項				

2. 遵守状況確認

遵守状況	遵守できていない場合その原因・理由・対処法など	報告日付
<input type="checkbox"/> 遵守できている		年 月 日
<input type="checkbox"/> 遵守できていない		

法規制等調査確認表

作成年月日： 令和XX年XX月XX日

部局等名	XXXXX	課かい名 (及び施設名)	XXXXX
------	-------	-----------------	-------

法令等の名称	消防法		
法令等が適用される業務内容と環境への影響	【業務内容】ガソリンや灯油等の危険物の貯蔵及び取扱い 【環境への影響】漏洩による水質及び土壌汚染		
法令等の対象施設・対象物等及び、その規模、能力、量等	【対象施設】指定数量(例:ガソリン200ℓ、灯油1000ℓ)以上の危険物を貯蔵や取扱いなどを行っている施設等 【量】危険物の規制に関する政令別表1に掲げる数量以上 (注意)種類が別の物(例:ガソリンや灯油)を同時に貯蔵や取り扱おうと合算されます。		
関連手順書の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	【手順書の名称を記入】	
義務・責務等、法規制等の内容	・指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの基準(消防法第10条) ・指定数量以上の危険物製造所等の設置、変更等の許可(消防法第11条)		
規制基準値など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
許可	<input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	【今年度の該当】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 指定数量以上の危険物製造所等の設置、変更等の許可	
届出	<input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	【今年度の該当】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 危険物保安監督者や取扱者等の各種届出	
資格者の配置	<input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	【資格名】 危険物取扱者	【資格者名】 XXXXX
法的 要求 事項		項目・内容など	・定期点検
		方法など	・危険物取扱者が立会い、製造所等の位置、構造及び設備が技術上の基準(消防法第10条4項)に適合しているか目視等により実施。また、地下タンク貯蔵所等は気密検査等を実施。
		頻度・時期など	・1年に1回以上
記録	<input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	【記録様式・保存期間】 ・定期点検記録は3年間保存(移動貯蔵タンクは5年間保存)	
事故時の措置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
その他			
特記事項			

2. 遵守状況確認

遵守状況	遵守できていない場合その原因・理由・対処法など	報告日付
<input type="checkbox"/> 遵守できている		年 月 日
<input type="checkbox"/> 遵守できていない		

法規制等調査確認表

作成年月日： 令和XX年XX月XX日

部局等名	XXXXX	課かい名 (及び施設名)	XXXXX
------	-------	-----------------	-------

法令等の名称		茅ヶ崎市火災予防条例	
法令等が適用される業務内容と環境への影響		【業務内容】ガソリンや灯油等の少量危険物の貯蔵及び取扱い 【環境への影響】漏洩による水質及び土壌汚染	
法令等の対象施設・対象物等及び、その規模、能力、量等		【対象施設】指定数量(例:ガソリン200ℓ、灯油1000ℓ)未満の危険物を貯蔵や取扱いなどを行っている施設等 【量】危険物の規制に関する政令別表1に掲げる数量未満 (注意)種類が別の物(例:ガソリンや灯油)を同時に貯蔵や取り扱おうと合算されます。	
関連手順書の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	【手順書の名称を記入】	
義務・責務等、法規制等の内容	・指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準(茅ヶ崎市火災予防条例第4章) ・指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの届出等(茅ヶ崎市火災予防条例第67条)		
規制基準値など	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
許可	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要	【今年度の該当】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
届出	<input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	【今年度の該当】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 少量危険物貯蔵取扱開始届出書等	
資格者の配置	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要	【資格名】 <input type="text"/> 【資格者名】 <input type="text"/>	
法的 要求 事項	監視・測定	項目・内容など	
		方法など	
		頻度・時期など	
記録	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要	【記録様式・保存期間】	
事故時の措置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
その他			
特記事項			

2. 遵守状況確認

遵守状況	遵守できていない場合その原因・理由・対処法など	報告日付
<input type="checkbox"/> 遵守できている		年 月 日
<input type="checkbox"/> 遵守できていない		

法規制等調査確認表

作成年月日： 令和XX年XX月XX日

部局等名	XXXXX	課かい名 (及び施設名)	XXXXX
------	-------	-----------------	-------

法令等の名称		毒物及び劇物取締法	
法令等が適用される業務内容と環境への影響		【業務内容】毒物、劇物の保管及びこれらを使用する業務 【環境への影響】環境汚染(水質汚濁・土壌汚染など)	
法令等の対象施設・対象物等及び、その規模、能力、量等		【対象施設】業務上取扱施設(環境事業センター、市立病院、教育機関等) 【対象物】毒物、劇物(物質については法令参照)	
関連手順書の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	【手順書の名称を記入】 ※各課で法令遵守事項の確認するための手順書があるとよい。	
義務・責務等、法規制等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物又は劇物の取扱(盗難紛失漏えい流出防止の義務等)(法第11条) ・容器、被包、貯蔵設備への「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示義務(第12条第1項及び第3項) ・廃棄に関する技術上の基準(法第15条の2) 		
規制基準値など	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	廃棄の方法(施行令第40条) ※廃棄の際は、資源循環課や産業廃棄物処理業者に相談すること	
許可	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要	【今年度の該当】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	基本的に各課の業務や規模から許可・届出はない。資格者も同様。
届出	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要	【今年度の該当】	
資格者の配置	<input type="checkbox"/> 要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要	【資格名】	【資格者名】
法的要求事項	監視・測定	項目・内容など	各施設において取り扱われる毒劇物の種類・量、取扱い方法等の態様に応じて、「毒物劇物危害防止規定」を整備する。
		方法など	取り扱う毒劇物品目ごとの「化学物質安全性データシート」に基づき具体的かつ詳細な毒物劇物危害防止規定を作成する。
		頻度・時期など	
	記録	<input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	【記録様式・保存期間】 貯蔵陳列されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じて使用量の把握(昭和52年薬務局長通知) ※購入・廃棄の記録簿を作成するとよい。
	事故時の措置	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	事故の際の応急措置や通報等の義務(法第17条)
その他			
特記事項			

2. 遵守状況確認

遵守状況	遵守できていない場合その原因・理由・対処法など	報告日付
<input type="checkbox"/> 遵守できている		年 月 日
<input type="checkbox"/> 遵守できていない		

外部監査報告書

対象課・施設	
実施日時	
監査員	
対応者	

● 優良事項・提案事項

区分	内容
優良事項 <small>(独自の取組や工夫により効果を上げている取組など)</small>	
提案事項 <small>(取組向上につながる提案事項)</small>	

● 改善事項(監査基準に適合しておらず対応が必要な事項)

No.	内容	課・施設における改善・対応 <small>(監査結果通知後に課かい・施設が記入し、C-EMS事務局へ報告)</small>	
		【対応方針】	【対応状況】
1			<input type="checkbox"/> 完了 <small>(令和 年 月 日)</small> <input type="checkbox"/> 対応中 <small>(完了予定: 令和 年 月 日)</small> <input type="checkbox"/> 未対応
2			<input type="checkbox"/> 完了 <small>(令和 年 月 日)</small> <input type="checkbox"/> 対応中 <small>(完了予定: 令和 年 月 日)</small> <input type="checkbox"/> 未対応

外部監査報告書

対象課・施設	〇〇〇〇
実施日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日
監査員	〇〇〇〇、〇〇〇〇
対応者	〇〇〇〇、〇〇〇〇

● 優良事項・提案事項

区分	内容
優良事項 <small>(独自の取組や工夫により効果を上げている取組など)</small>	複数あった申請書・申込書等の様式の内容を整理・統合して〇様式→●様式へ削減した。これに伴い使用していた紙が△枚→▲枚と□枚削減された。
提案事項 <small>(取組向上につながる提案事項)</small>	換気装置として「全熱交換機」が設置されており、空調使用時は全熱交換機換気の方が空調負荷を減らして省エネになるため、以下の様に使用することを推奨する。 ・空調使用時(夏季・冬季)…全熱交換換気 ・空調を使用しない中間期(春・秋)…普通換気

● 改善事項(監査基準に適合しておらず対応が必要な事項)

No.	内容	課・施設における改善・対応 <small>(監査結果通知後に課かい・施設が記入し、C-EMS事務局へ報告)</small>	
1	今年度の実施計画策定時に「取組目標設定研修」が実施されていなかった。	【対応方針】 速やかに「取組目標設定研修」を実施し、課かいにおける取組目標及び具体的な取組内容を確認するとともに、適切かつ効果的な目標・取組内容であるかを見直す。必要に応じて「(様式1)実施計画書兼振り返り表」を修正する。	【対応状況】 <input checked="" type="checkbox"/> 完了 (令和〇年〇月〇日) <input type="checkbox"/> 対応中 (完了予定: 令和 年 月 日) <input type="checkbox"/> 未対応
2	フロン排出抑制法において7.5kW以上の機器に実施が義務付けられている定期点検が実施されていなかった。	【対応方針】 速やかに業者を選定し、定期点検実施する。 また、今後は実施漏れのないよう、「(様式2)法規制当調査確認表」に次回実施時期を明記する。	【対応状況】 <input type="checkbox"/> 完了 (令和 年 月 日) <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 (完了予定: 令和〇年〇月〇日) <input type="checkbox"/> 未対応

部局環境活動総括表

作成年月日： 令和 年 月 日

部局名		部局責任者 氏名	
-----	--	-------------	--

No.	項目	部局責任者総括
1	全庁目標に対する実績はどうか	
2	C-EMS実施計画の取組は効果的だったか	
3	法令遵守は確実だったか	
4	各課かいの環境教育の実施状況や職員の意欲はどうだったか	
5	外部監査の結果はどうだったか	
6	部局の活動を評価すべき点はどのようなところか	
7	今後に向けた課題は何か	
8	職員へのメッセージ	

部局環境活動総括表

作成年月日： 令和〇〇年〇〇月〇〇日

部局名	〇〇〇〇	部局責任者 氏名	〇〇〇〇
-----	------	-------------	------

No.	項目	部局責任者総括
1	全庁目標に対する実績はどうか	全庁目標が「エネルギー使用量を対前年度比で1%以上削減」のところ、当部の実績は0.8%削減と達成にはわずかに至らなかった。各課かいの事業においてエネルギー使用量が多いものを改めて把握し、実効性のある対策検討をお願いしたい。
2	C-EMS実施計画の取組は効果的だったか	取り組みそのものは事務改善に基づく効果的な目標が掲げられていたが、実施した結果を把握し、評価し、更なる工夫に繋げるところまでに至っていない課かいが多かったと感じる。今後はそのような点を踏まえて取り組めば、目覚ましい効果が近い将来現れることを確信しているので、各推進責任者には是非丁寧な目配りと具体的な対応指示をお願いしたい。
3	法令遵守は確実だったか	ごく一部で、人事異動に伴う情報の共有化が図れていないための法令不順守が見られた。引き継ぎの仕組みに問題がないか、改めて全ての課かいで確認していただきたい。
4	各課かいの環境教育の実施状況や職員の意欲はどうだったか	教育の実施状況は決められた通り実施されていたが、具体的な効果はまだ明確に表れていないようだ。今後、継続運用する中のある段階で、一斉に職員の意欲や環境活動への取り組み度合いを評価するイベントのようなものを予定してはどうかと考える。各推進責任者と協議し、意見を募りながら、具体化していきたい。
5	外部監査の結果はどうだったか	外部監査の結果、おおむね取り組みは推進されているが、問題があった際の対応策や創意工夫がまだ十分ではないと指摘された。他都市の事例や具体的な工夫の考え方等、各推進責任者で情報収集し、全課かいで情報共有をお願いしたい。
6	部局の活動を評価すべき点はどのようなところか	当部の活動の評価点は、各マネージャーのリーダーシップの発揮である。きめられたことはしっかり励行されているところが評価すべき点である。高いハードルにも果敢に挑戦していくところがすばらしい点である。
7	今後に向けた課題は何か	決められた取り組みは確実に励行するが、一方で創意工夫の精神が不足しているように思う。今後は、さまざまな幅広い発想を職員に身につけていただくように、各推進責任者の工夫を期待したい。
8	職員へのメッセージ	皆さんの頑張りで、当部の新EMSは、順調なスタートを切ることができていると感じます。事務事業多忙の折、環境活動への工夫に知恵を絞るのはなかなか不慣れかもしれませんが、現状に満足せず、他の部のお手本となるような取り組みを目指して、欲を言えば当部すべての課かいが表彰の対象となるような充実したユニークな取り組みを期待しています。全職員一丸となって(もちろん私も含めて)、頑張ってください。

環境に配慮した公共工事実施マニュアル

1. はじめに

本マニュアルは、茅ヶ崎市が実施する公共工事において、環境への負荷を低減するとともに、豊かな自然環境の保全、及び人にやさしい環境づくりに努めるための基本的な考え方を示したものです。

本マニュアルに基づき、直接又は間接的に環境負荷の少ない仕様（材料、構造等）及び工法を採用するとともに、生態系や周辺環境・景観との調和に配慮して公共工事を実施します。

2. 基本方針

- (1) 市が実施する公共工事において、計画・設計及び施工の各段階における検討すべき環境への配慮事項を掲げたものであり、公共工事の実施に当たっては、それぞれの環境配慮事項を適用していくものとします。
- (2) これらの環境保全への取組を通して、職員一人一人が環境への関わりについて理解し、職場でも地域においても環境に配慮した取組を積極的に進めることができるよう、職員の環境に対する意識の高揚にもつなげていくものです。
- (3) 昨今の行政改革の流れの中でコスト縮減の方針が示されており、本市においてもコスト縮減に向けて努力している状況ではありますが、リサイクル製品の使用や新技術の導入等、様々な工夫を凝らし、環境にも配慮することを当然の意識として定着させていくものとします。
- (4) 本マニュアルは、市が実施する公共工事での環境配慮のために策定したのですが、工事の発注等を通して、事業者へも環境への配慮事項や環境への負荷の少ない施工方法等が展開されるよう積極的に推進していくものとします。

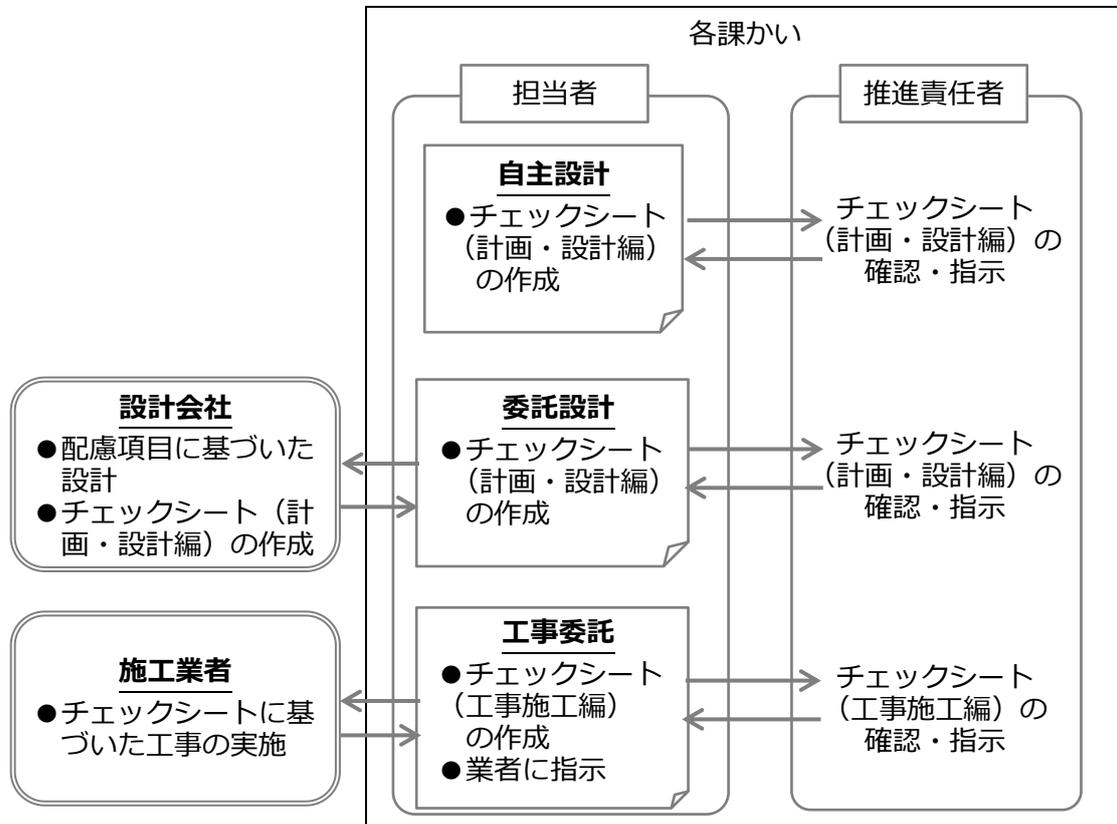
3. 対象

茅ヶ崎市が実施及び発注するすべての公共工事（ただし、緊急工事は除く）

4. 推進方法

- (1) 当初設計金額又は請負金額が500万円未満の公共工事の場合は、仕様書・契約書等で環境に配慮した公共工事を実施する旨規定するとともに、本マニュアルの配慮項目の写しを添付し、環境に配慮した公共工事の実施を励行してください。
- (2) 当初設計金額又は請負金額が500万円以上の公共工事の場合は、仕様書・契約書等で環境に配慮した公共工事を実施する旨規定するとともに、本マニュアルの配慮項目の写しを添付してください。また、環境に配慮した公共工事チェックシートを計画段階及び実施後に記入し、これに基づき環境に配慮した公共工事を実施してください。記入したチェックシートは工事請負・委託業務完成届等に添付し保管してください。

5. フロー（当初設計金額又は請負金額が500万円以上の公共工事）



6. 手順

(1) 設計

1-1 自主設計の場合

- ① チェックシート（計画・設計編）を作成する。
 - ・担当者は、配慮項目に基づき、設計に何を盛り込むか検討し、チェックシートの計画・構想欄を作成する。
 - ・担当者は、推進責任者へ報告し、推進責任者は内容を確認する。
 - ・担当者は、設計完了後チェックシートの設計欄を作成するとともに、実際に設計に盛り込んだ内容、及び盛り込めなかった内容について理由を記入する。
 - ・担当者は推進責任者へ報告し、推進責任者は内容を確認する。
- ② チェックシートは、設計書に添付し、保管する。

1-2 委託設計の場合

- ① 委託仕様書等に本マニュアルに基づき環境に配慮した設計をする旨記載するととも

に、本マニュアルの配慮項目の写しを添付する。

- ② チェックシート（計画・設計編）を業者に配布する。
 - ・ 配慮項目の内容を協議し、設計に何を盛り込むかを業者に指示する。
 - ・ 業者は、チェックシートの計画・構想欄を作成し、担当者へ提出する。
 - ・ 担当者は、推進責任者へ報告し、推進責任者は内容を確認する。
 - ・ 業者は、設計完了後、チェックシートの設計欄を作成するとともに、実際に設計に盛り込んだ内容、及び盛り込めなかった内容について理由を記入し、担当者へ提出する。
 - ・ 担当者は、推進責任者へ報告し、推進責任者は内容を確認する。
- ③ チェックシートは、設計書に添付し、保管する

(2) 工事施工委託

- ① 委託仕様書等に本マニュアルに基づき環境に配慮した設計をする旨記載するとともに、本マニュアルの配慮項目の写しを添付する。
- ② チェックシート（工事施工編）を作成する。
 - ・ 担当者は、チェックシートの計画欄を作成する。
 - ・ 担当者は、推進責任者へ報告し、推進責任者は内容を確認する。
 - ・ 担当者は、チェックシートを業者に渡し、環境に配慮した施工をするよう指示する。
 - ・ 施工終了後、業者はチェックシートの完了欄を作成するとともに、実際に配慮できた内容、及び配慮できなかった内容について理由を記入し、担当者へ提出する。
 - ・ 担当者は、推進責任者へ報告し、推進責任者は内容を確認する。
- ③ チェックシートは、工事請負完成届等に添付し、保管する。

7. 環境配慮項目

様式 A：環境に配慮した公共工事チェックシート（計画・構想・設計編）

様式 B：環境に配慮した公共工事チェックシート（工事施工編）

環境に配慮したイベント実施マニュアル（エコイベントマニュアル）

イベント開催時（準備段階も含む）には、チラシ等の紙の使用による森林資源の減少、電気やガソリンの使用による地球温暖化など様々な環境負荷が発生します。

また、イベントには多数の人々が集まるため、来場者の環境への配慮に対する理解や実践活動を促進する良い機会です。

そこで、C-EMS では、本マニュアルに基づいて環境負荷低減の取組を推進することを推奨します。

※イベント：市主催・共催等のまつり、講演会、パレードなど、市民等が集まり、様々な環境負荷が予想される行事をいいます。

1. エコイベントマニュアルの活用方法

（1）自主事業の場合

イベントを開催する予定がある課かい等は、当マニュアルの取組項目を参照し、環境に配慮したイベントを実施します。

（2）イベントを委託する場合

仕様書・契約書等に環境に配慮する旨を記載するとともに、C-EMS 活動方針を添付してください。また、必要に応じて本マニュアルを参照させ、環境に配慮したイベントを実施するよう指示してください。

2. 取組項目

「C-EMS エコイベント取組項目」参照

C-EMS エコイベント取組項目

1. 主催者の環境配慮

取組項目	
(1) 廃棄物の発生抑制 イベントで発生する廃棄物の発生量を最小限にするとともに、発生する廃棄物はリサイクルに努めます。	
①	イベントの公報には、インターネット等を活用します。
②	チラシ、ポスター等の作成にあたっては、部数を厳密に積算し、無駄のないよう用意します。やむを得ず余ってしまった印刷物等は再利用又は資源化します。
③	展示パネルは、できる限り既存のものを活用します。
④	使い捨ての食器・ストロー等の使用をできる限り控えます（リユース食器等の導入を検討します）。
⑤	ごみ集積所は参加者に分かりやすく周知します。
⑥	ごみ分別ラベルについては、環境省の「大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイダンス」を参考に作成します。 https://www.env.go.jp/recycle/waste/event/guidance.html （環境省 HP）
⑦	参加者がごみの4R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ）の必要性について分かるようPRします。
(2) CO2削減・省エネルギー イベントの開催にともない発生する二酸化炭素やエネルギーの使用量の削減に努めます。	
⑧	（屋内イベントの場合） 空調機の温度等を適正に管理するとともに、照明等の過剰使用を抑制します。
⑨	電力を使用する場合は、できる限り自然エネルギーを利用します。（太陽光・熱、風力、バイオガス等、グリーン電力証書の購入を含む）。
(3) その他 物品やサービスの購入にあたっては、環境に配慮したものを優先し、またイベントの開催を環境保全に対する理解や実践活動を促進する機会としてとらえます。	
⑩	イベントで使用する資材・物品等は、「茅ヶ崎市グリーン購入ガイドライン」に基づき調達します。
⑪	共催する場合は、環境配慮について十分な協議・連携を行います。
⑫	主催スタッフ・ボランティア、出店者等への事前説明において、環境配慮の主旨や内容を伝え、実施の徹底を求めます。
⑬	ポスター・チラシ・貼り紙・ホームページなどで環境配慮イベントをアピールします。
⑭	会場内では掲示や説明等により実施している環境配慮項目を来場者に分かりやすく知らせます。
⑮	取組内容や成果を積極的にPRし、他のイベントにおける環境配慮に貢献します。

(2) 協力団体・市民等への協力依頼

取組項目	
⑯	ポスターやチラシ、ホームページなどの広報媒体で、環境負荷の少ない交通手段による来場を周知し、駐車場内ではアイドリングストップの周知をします。
⑰	主催者・出展者・来場者へのごみの持ち帰りを呼びかけるとともに、発生したごみについての処理方法・分別方法を明示し、極力ごみの発生を少なくします。
⑱	マイバッグ、マイ食器の利用や簡易包装を呼びかけます。